


590-393



1200501525722





590

393





圖書館叢書 第四編

伊能
忠敬

測量
日記抄

附最上德内書翰





青森縣立圖書館叢書 第四編



伊能
忠敬

測量日記抄

附最上德内書翰



發行所寄贈本

590-393

昭和五年に初めて本館の叢書として「寶曆津輕見聞記」を出版してから「愚耳舊聽記」「東北遊日記附東北風談」三編に及んだ。そして各方面から讚辭やら激勵やらを受け編輯子としては兎に角喜んで居る。今回第四編として高橋作左衛門氏の「新訂萬國全圖」と共に徳川時代地理學界所産の雙璧と稱へられる「輿地實測圖」を始め其他測量に關する數多き著書を残された伊能忠敬先生の測量日誌の内本縣に關係ある部分を抄録して出版する事にした。即ち故人の用意し辛苦の跡を尋ね、當時の状況に照して變遷の跡を探るべく主として縣下の研究家に對して資料を供給せんが爲めである。又最上徳内文書は未だ世間に發表されない貴重な文献である。北地探險に功勞多き氏の人物性行を窺ふべき好資料と信ずる。則ち本編に収録した所以である。

資料の提供に對し島谷氏には感謝の意を表する。

昭和八年一月

青森縣立圖書館

佐藤勝雄

青森縣立圖書館藏

解題

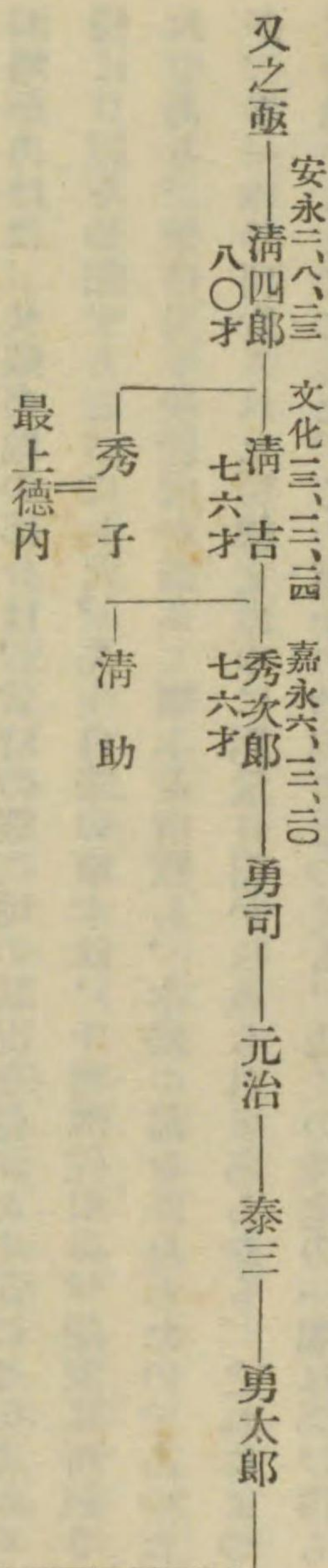
沿海測量日記 伊能忠敬

「故伊能忠敬、心を星曆に潜め、思を地緯に覃す、寛政中幕府の命を受け、全國を測量し、沿海輿地全圖大中小三帖、及度數譜行程記を選す、其間躬山川を歴涉し、祁寒暑雨少しも沮喪せず、歳を費すこゝ十有八年、推測精覈細大洩さず、其著す處輿地實測錄輿地便覽等の數種あり、實に空前絶後の偉業と云ふ可し」云々、之は明治十六年地學協會々頭北白河宮殿下の位記追贈上奏文の一節である、また露伴學人は伊能忠敬傳に序して曰く、「伊能東河先生の如きは、蓋し予が所謂千人萬人萬々人の師表なり、敬す可く、愛す可く、而して學ぶ可く則る可き也、先生の學、これを高橋東岡に承く、則ち神悟特發するにあらざる也、學んで而して習ひ、習ふて而して得る有りし也、先生の功、日累月積して成る、則ち時を得、勢に乗じ、風雲に際會して偶々成るが如きにあらざるなり、匪勉強勞、自ら彊ひて已ますして而して終に成る有りし也、たゞ天の壽を先生に假せる、たまゞ先生に幸するに似たりと雖も、而も先生の業を成し意を遂げ、徳澤世に加はるに及へる所以のものは、實に

先生の志篤く行正しく、凜然たる精誠の終始を一貫し、一生に充盈せるの致すこゝろたらずんばあらず」云々、先生の如きは實に匪勉強勞以て空前絶後の偉業を完成された人と云ふ可きである。本書收る處は、寛政十二年先生五十五歳の時、幕命により初めて蝦夷地を測量せし日記、及翌享和元年、翌々享和二年の兩年に亘つて、伊豆より太平洋海岸三厩迄、並に北陸出羽の海岸を測量した日記中より、本縣の部を抄記したものである。而して本縣以外の部分は、往復の旅程を知り得る便にも、宿泊地をあけた、又蝦夷地の部分は、當時の蝦夷地の状況を偲ぶよすがにこの考から特に日程を抄記することにした。先生自筆の原本は、千葉縣佐原の伊能家に所藏されてある。予は先年伊能家を訪ふて原本を借覽し、本縣の部を筆録したのであつたが、幸一昨年刊行された房總文庫中に測量日記が收められてあるから、之れによつて抄録することにした。この僅かの抄記によつても、先生の偉業の一端は偲び得られると思ふ。又先生の略年譜は、帝國學士院で刊行した大谷亮吉氏の「伊能忠敬」によつて抄記を主としたものである。

最上徳内書翰

書翰は野邊地町島谷清四郎氏の所藏である。天明八年徳内が蝦夷地から歸つて野邊地に滞在中、現代清四郎氏の祖清吉の妹秀子を娶つた。即ち書翰は徳内が數次の蝦夷地探險を終つて江戸住こなつた時、妻の實家に寄せたもので、同家には徳内著の度量衡説統も所藏して居る。参考の爲め島谷家の系譜を略記すれば次の通りである



附録に收めた御尋御答控は、徳内の身元其他につきての訊問に對して清吉の答へた控であつて、文中青島俊藏召使俊治こあるは徳内の事である。島谷良吉氏はこの文書によつて、最上徳内原籍地考といふ一篇を雑誌歴史地理第五十五卷第二號に掲げ徳内の原籍を野邊地なりと斷定されて居る。之に對し森銳三氏は、同誌第五十六卷第二號より五十七卷第三號迄に亘つて、最上徳内事蹟考を掲げて居る。森氏の事蹟考は、勿論徳内の原籍地論よりは探險事業著述等の方面を紹介したものであるが

徳内の原籍に就ては、從來の説の通り最上楯岡説を採つて居る、同氏は徳内こ共に本多利明の同門の友であつた曾田安明の隨筆自在漫録中にある、「最上徳内常矩が事の條に、「予(安明)が舊友最上徳内常矩は、初めの名は高元吉常矩こ云ふ、出羽國村山郡最上楯岡村の生れなり云々」の記事や、久世丹後守の吟味書に、「(徳内)羽州村上郡楯岡村百姓間兵衛悻悻候處云々」こあり、文化四年三月歸郷に當り、豫め楯岡本陣の笠原茂右衛門に宛た手紙中に、「當日は八ツに尾花澤出發、四ツ頃楯岡着、母妹舊友等に面會、正午茶漬を濟まし湯に入り、それより父の墓に參拜云々」の文があるから、他に有力な證據の擧らない限り、野邊地出生説はなり立たないこ説いて居る。しかし何れにしても興味ある資料こ思ふて採録することにした、原本よりの筆寫に就ては、野邊地郷土研究會の方々、前野邊地中學校長椿繁藏氏、及現校長福士百衛氏を煩した事が多い。また島谷家ではこの貴重の資料筆寫を快諾して下された。茲に記して感謝の意を表する次第である。

昭和七年臘月十一日

佐々木 新 七

伊能忠敬畧年譜

延享二	一歳	正月十一日上總國山邊郡小關村に生る 本年長崎通詞に洋書講讀を許す
寶曆三	二歳	吉宗天文臺を神田に建つ
寶曆四	十歳	最上徳内生る
寶曆十二	十八歳	伊能家の女聳となる
明和三	廿二歳	露人擇捉に來り得撫島に留住す
明和六	廿五歳	江戸に薪問屋を開く
明和八	廿七歳	近藤守重生る
安永元	廿八歳	林子平蝦夷地を探檢す
安永三	卅歳	新釋解休新書刻成る
安永四	卅一歳	間宮倫宗生る
安永七	卅四歳	奥州松島邊を漫遊す
天明三	卅九歳	長久保玄珠日本輿地程全圖を刊行す
天明五	四一歳	飢饉に際し窮民を救恤す功により苗字及旅次佩刀を許さる 長久保玄珠大清廣輿圖を作る 林子平著三國通覽刻成る

天明六	四二歳	關東大飢饉大に窮民を賑恤す
天明八	四四歳	最上徳内國後島に至りて露人を逐ふ
寛政二	四六歳	大槻玄澤蘭學楷梯を出版す
寛政三	四七歳	古川古松軒蝦夷地方漫遊東遊雜記を作る
寛政四	四八歳	最上徳内蝦夷草紙を編す
寛政六	五〇歳	林子平海國兵談刻成る
寛政七	五一歳	露船漂民を送り箱館に來り通商を求む
寛政一〇	五四歳	最上徳内樺太探檢
寛政一二	五五歳	司馬江漢地球兩半球圖を銅鑄す
享和元	五七歳	家を長男景敬に譲り隠居す
享和二	五八歳	五月出府深川黒江町に僑居をトす
		高橋至時の門に入る
		近藤守重擇捉に航す
		閏四月より十月に亘り蝦夷東南海岸及奥州街道を略測し十二月其地圖を上る
		近藤守重高田嘉兵衛をして物資を擇捉に回漕せしむ
		間宮倫宗夷地探査に従事す
		四月より十二月に亘り伊豆より陸奥に至る本州東海岸及奥州街道を實測す
		三月昨年測量せし地域の地圖成りて上る
		六月より十月に亘り陸奥より越後に至る海岸出羽街道等を測量す

享和 三	五九歳	駿河より尾張迄及北陸海岸等測量
文化 元	六〇歳	前年測量地圖成り上呈す
文化 二	六一歳	近藤守重邊要分界圖考を著す 高野長英生る
文化 三	六二歳	東海道筋伊勢より紀伊を経て備前に至る海岸淀川筋琵琶湖畔等測量して岡山に越年す
文化 四	六三歳	備中以西の山陽海岸及諸島嶼、山陰及若狭海岸隠岐等測量 前年測量の地圖上呈
文化 五	六四歳	近藤守重利尻島より宗谷に出て天鹽石狩の上流踏査 大槻玄澤環海異聞成る
文化 六	六五歳	四國及淡路の海岸、大和及伊勢街道を測量し山田に越年
文化 七	六六歳	間宮倫宗樺太に赴き同島に越年す 中山道及山陽道の諸街道測量豊前小倉に越年す
文化 八	六七歳	豊前豊後日向大隅薩摩肥後の海岸天草諸島並に熊本より大分に至る街道實測大分に越年す 間宮倫宗北蝦夷圖說東韃紀行を編す 中國街道甲州街道等測量 十一月相甲駿の小街道實測攝津郡山に越年す 露艦長ゴローキン國後に捕はる

文化 九	六八歳	間宮倫宗忠敬につき緯度實測法を習得し蝦夷地に向ふ 筑前筑後及肥前一部の海岸種子島屋久島並に九州諸街道測量肥前賤津浦に越年
文化 十	六九歳	高田屋嘉兵衛國後沖に捕はる 九州殘部中國殘部測量姫路に越年
文化 十一	七〇歳	露艦箱館に來りゴローキンと高田屋嘉兵衛と交換 近畿に於ける主要街道殘部、濃飛信の二三街道測量
文化 十二	七一歳	部下を派し伊豆地方測量
文化 十三	七二歳	江戸府内細測
文化 十四	七三歳	江戸府内地圖成り上呈
文政 元	七四歳	四月十三日八丁堀龜島町の宅に歿す喪を祕して發せず淺草源空寺に葬る 近藤守重續蝦夷草紙を編す
文政 四		七月大日本沿海輿地全圖及輿地實測錄完成し上呈す 九月四日喪を發す
明治 一六		正四位を贈らる
明治 廿一		四月十三日芝公園丸山に銅標を立つ、題して贈正四位伊能忠敬先生測地遺功表と曰ふ、東京地學協會の建設に係る

最上徳内畧年譜

寶曆 三	一歳	出羽最上楯岡に生る
明和 三	一三歳	露人擇捉に來り得撫島に留住す
明和 六	一六歳	谷地村津輕屋(煙草工場主)に傭はれ各地を行商遍歴す
明和 八	一八歳	近藤守重生る
安永 四	廿一歳	間宮倫宗生る
安永 九	廿六歳	父を失ふ
天明 元	廿七歳	江戸に上る幕府醫官山田立長の家僕となり後本多利明の塾に入る
天明 五	卅一歳	林子平著三國通覽刻成る
天明 六	卅二歳	幕吏青島俊藏等北地を探検す徳内俊藏の從僕として隨行す
		國後擇捉得撫を探検
		赤人問答を編す
天明 八	卅四歳	野邊地に滞在島谷清吉妹秀子を娶る
寛政 元	卅五歳	三度松前に渡海
寛政 二	卅六歳	蝦夷草紙を編す
		松前亂後の處分事件に關し入牢せらる
		審問の結果許さる

寛政 三	卅七歳	幕命により厚岸擇捉得撫を踏査
寛政 四	卅八歳	西蝦夷及樺太探検
寛政 一〇	四四歳	ラツクスマン根室に來り通商を乞ふ
寛政 一一	四五歳	東蝦夷地調査國後に於て近藤守重に邂逅相共に擇捉に渡る
寛政 一二	四六歳	幕命により様似山道猿留山道等開墾
文化 元	五一歳	伊能忠敬蝦夷東南海岸測量
文化 二	五二歳	度量衡説統を編す
		前年長崎に來りし露使レザノッフ東塞加に赴く
		松前渡海
		孔子年表成る
文化 三	五三歳	西蝦夷地巡檢宗谷に至り歸る
文化 四	五四歳	箱館奉行支配役並に任ぜらる後江差詰更に宗谷詰を命ぜらる
文化 五	五五歳	樺太にゆき會津軍監察
文化 六	五六歳	間宮倫宗樺太境界檢分
		蝦夷地在勤
		間宮倫宗海峡を渡りて山韃に入る
		以後富士見寶藏御番役或は御籠中御廣間添番となる
文政 元	六五歳	伊能忠敬歿す
文政 六	七〇歳	シーボルト長崎に來朝

伊能
忠敬

測量日記抄

蝦夷子役志

沿海日記

沿海日記

寛政十二年

享和元年

享和二年

文政 九

七三歳

シールホルト江戸に参観徳内屢々之を訪ふ
論語彙訓既に成る

天保 七

八三歳

九月五日江戸に病歿、本郷駒込蓬萊町蓮光寺に葬る、戒名、最光院白譽虹徹居士

明治四四

八月特旨を以て正五位を贈らる

蝦夷千役志

寛政十二年午年閏四月蒙 臺命蝦夷地に下向しける道中の記

○閏四月十九日 朝五ツ前深川出立、上下六人、伊能勘解由、門倉隼太、平山宗平、伊能秀藏、下人佐原吉助、新に召か、へ候長助なり、此日朝より小雨、晝後に止、深川八幡宮參詣、夫より兩國通り淺草司天臺へ立寄、高橋先生に而御酒を給、荷物は深川より直に千住宿へ積送、此日千住宿送別の人は、佐原地頭所より被仰付候渡邊清藏殿、伊能三郎右衛門、同七左衛門、同繁藏、小網町伊勢屋三米三郎、支配人鯉屋庄兵衛、堺屋源八、神田時計師彌五郎、彌三郎、天満屋八右衛門、綿屋富右衛門、佐原柏屋幸右衛門、柏木幸七、同時右衛門、千住宿に而不殘中食、酒肴を以宴別、千住より草加宿へ二里〇八丁、草加より越谷へ一里廿八丁、越谷に並ぶ番驛の大澤宿にて七ツ頃着して、中島屋善太郎に云家に止宿。

○同廿日 古河宿

○同廿一日 宇都宮宿

○同廿二日 太田原宿

- 同廿三日 白河宿、此夜測量
- 同廿四日 本宮宿
- 同廿五日 瀬上宿
- 同廿六日 大河原宿
- 同廿七日 仙臺城下國分町宿、此夜測量
- 同廿八日 古河宿、此夜測量
- 同廿九日 有壁宿、此夜測量
- 五月朔日 水澤宿、夜測量
- 同 二日 花巻宿、夜測量
- 同 三日 南部盛岡城下宿
- 同 四日 沼宮内宿
- 同 五日 福岡宿
- 五月六日 度々小雨、亦曇天、夜初晴、後曇ル、福岡の宿より朝六ツ半頃出立、一里金田市宿、三里八丁三ノ戸宿、山邊源兵衛と歸府の節の止宿を約す 三里十五丁四間淺水宿、一里十七丁四十間五ノ戸宿、八ツ後に着。

- 全七日 朝曇、四ツ頃曇晴天、夜四ツ頃曇曇ル、朝五ツ頃出立、一里廿五丁五十七間傳法寺、四里卅丁四十間七ノ戸宿、五里廿九丁十三間野邊地、七ツ頃に着、止宿此夜測量。
- 全八日 朝五ツ頃迄大雨、其後少晴、又曇る、朝五ツ頃出立、四里十一丁小湊、四里十三丁野内、此間に、青森七ツ半頃着、止宿。
- 全九日 朝六ツ後曇曇天、時々小雨、五ツ半頃曇晴天暮曇る、青森朝六ツ後に出立、一里十三丁油川、三里十九丁蓬田、二里三丁卅七間五尺、(村名落ニアラザルカ)三里十六丁卅間二尺平館、七ツ前に着、止宿、夜少測量、此日蓬田に而村上三郎右工門殿に途中出會、青森過て村々役人出迎、村々境まで案内、油川、十三森、庄枝、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、打眞部、左り關、小橋、六枚橋、後方、中澤、蓬田、瀬部地、廣瀬、蟹田、石濱、深トマリ、飛驒屋、杉村、今津、平館
- 全十日 朝曇、四ツ頃曇晴天、夜に入曇ル、朝五ツ頃出立、母衣月ニ而中食、平館曇五里十八丁今別村、一里三厩、八ツ半頃ニ着、宿工藤忠兵工、此日平館曇奥平部村、砂ヶ森村、母衣月村大泊村、其外村々役人案内。
- 全十一日 朝曇晴天、八ツ半後曇曇、夜に入彌曇天、此日東風此邊にては、ヤマセ風と云ニ而渡海ならず、逗留庄屋書出し 丑寅ノ風
- 全十二日 朝曇曇天、夜に入り雨降ル、東風、同滯留書出し 同風

○全十三日 朝曇、五ツ半頃少しつ、晴ル、此日宇鐵ミ云所まで足間方位を測量、同風滞留、夜測量庄屋、書付 丑寅風

○全十四日 朝々晴ル、無風ゆへ渡海ならず、滞留、夜測量、庄屋書付 丑寅風

○全十五日 朝霧深、四ツ後ニ晴、夫々又曇天、九ツ半後雨、終日ヤマセ風に付逗留書付子 丑ノ風

○全十六日 晝夜曇天、同前東風に而逗留書付 申酉ノ風

○全十七日 朝々晴レ、風も少し直り候よしニ而、朝五ツ半頃大船ニ乗、津輕侯の 御船なり 渡海の所風止ミ、又三厩へ歸ル、則滞留。

○全十八日 前夜朝四ツ後迄大雨、其後小雨、八ツ頃より曇ル、同東風ニ而滞留、書付 子丑ノ風 三厩庄屋忠兵衛 不出帆書付 覺

一、今日丑寅又ハ 申酉子丑ノ風ニ而御出帆相成不レ申候、此段御斷奉ニ申上ニ候以上

庄屋忠兵衛判

五月 滞留ノ日ニ右ノ書付を出スよし。

○全十九日 朝々晴天、五ツ半頃風少し宜よしニ付出帆致候處、戌亥の風強なり、箱館へ着船難レ

成趣ニ而、松前領吉岡ト云所へ晝九ツ後に着、暫時見合候而も同風ニ付吉岡に泊。

○同廿日 福島宿

○同廿一日 喜古内止宿

○同廿二日 箱館止宿

○廿三、廿四、廿五日逗留

○同廿六日 逗留、此日太陽を測

○同廿七日 逗留、午中太陽を測、夜も亦少間測量

○同廿八日 箱館山に登て所々の方位を測、夜も晴、測量、此日先觸を出す。

○同廿九日 大野村止宿、此夜曇天、雲間測量

○同六月朔日 鷺ノ木村止宿

○同二日、三日、四日共大雨、逗留

○同五日 山越内止宿

○同六日、七日、往先の川々水増、逗留、

○同八日 ラシヤマンベ止宿、此夜測量

○同九日 午中太陽測、逗留

- 同十日 レブンケに着止宿
- 同十一、十二日 逗留
- 同十三日 アブタ止宿
- 同十四、十五日 逗留
- 同十六日 モロラン着止宿、薄雲中に測量
- 同十七日 ボロベツ止宿、此夜測量
- 同十八日 逗留
- 同十九日 白老止宿
- 同廿日 逗留夜測量
- 同廿一日 ユウブツ止宿、夜測量
- 同廿二日 逗留
- 同廿三日 サルモンベツ止宿、夜測量
- 同廿四日 ニイカツプ止宿、夜測量
- 同廿五日 逗留
- 同廿六日 ミツイシ止宿

- 同廿七日 逗留、雲間に測量
- 同廿八日 ムクチ止宿、夜測量
- 同廿九日 シヤマニ止宿
- 七月朔日 逗留
- 同二日 ホロイヅミ着止宿
- 同三日 逗留、夜測量
- 同四日 サル、着止宿
- 同五日 逗留
- 同六日 太陽を測量、句陣奎九止宿、深更まで測量
- 同七日 逗留
- 同八日 ビロウ着止宿
- 同九、十、十一、十二、十三日迄逗留、人馬差支ありて長逗留、晝夜測量
- 同十四日 ドウブキ着止宿
- 同十五日 逗留、雲間に測量
- 同十六日 ヲオツナイ着止宿

- 同十七日 逗留、晝夜測量
- 同十八日 シヤクベツ着止宿
- 同十九、廿、廿一日 逗留
- 同廿二日 シラヌカ止宿
- 同廿三日 逗留
- 同廿四日 クスリ着止宿、夜測量
- 同廿五日 コンブムキ着止宿
- 同廿六日 雲間太陽を測、夜測量
- 同廿七日 ゼンホウジ止宿、夜測量
- 同廿八日 逗留
- 同廿九日 アツケシ着止宿
- 同晦日 逗留、夜八ツ頃迄測量
- 八月朔日 逗留、午中太陽を測る
- 同二日 ノコベリベツ着止宿
- 同三日 アンネベツ着止宿、測量

- 同四、五、六日 逗留
- 同七日 ニシベツ着、クナシリ島、ネモロ、其外方位を遠測
- 同八日 逗留、クナシリ、ネモロ、ノツケ、其外所々の方位測
- 同九日 アンネベツ着止宿
- 同十日 ノコベリベツ着宿
- 同十一日 悪消に着宿
- 同十二日 逗留
- 同十三日 コンブムイ着宿
- 同十四日 クスリ着
- 同十五日 シラヌカ着
- 同十六日 シヤクベツ着
- 同十七日 逗留
- 同十八日 ラホツナイ着
- 同十九日 洞武井着
- 同廿日 ビロウ着

- 同廿一日 サル、着
- 同廿二日 ホロイツミ着
- 同廿四日 逗留、夜測量
- 同廿五日 ムクチ着
- 同廿六日 ミツイシ着
- 同廿七日 ニイカツプ着
- 同廿八日 サルモンベツ着
- 同廿九日 ユウブツ着
- 九月朔日 白老に着
- 同二日 ホロベツ着
- 同三日 エトモ着
- 同四日 逗留、晝夜測量
- 同五日 阿武多着
- 同六日 レブンゲ着
- 同七日 小砂満邊着

- 同八日 山越内着
- 同九日 鷺ノ木着
- 同十日 大野着
- 同十一日 函館着
- 同十二日、十三日 逗留、晝夜測量
- 同十四日 茂邊地着
- 同十五日 知内着
- 同十六日 福島着測量
- 同十七日 松前城下着
- 同十八日 三厩着
- 九月十七日 晝ハ曇晴、夜ハ晴、朝六ツ半福嶋出立、中食 アラヤ 道法五里、松前城下松前 若狭守へ八ツ半頃ニ着、宿カラツナイ町升屋 吉右衛門弟傳右衛門福嶋より一里程行吉岡、夫ハ半里程行吉岡白カミ峠と云海 岸白カミ岬也大峠なり
- 松前着ノ砌町役人並ニ柄原屋庄兵工箱館會所御 用聞なり子小左衛門出迎、宿へも見舞。
- 全十八日 朝より晴天、夜も同、昨十七日夜晴天、測量、此日朝飯後、同所辨天の前山ニ登テ

大嶋小嶋其他測量、午中より風宜由ニ付乗船出帆、乗船の節は、松前侯より海岸に侍二人見送り此船ハ松前侯の御役船ニ有之候、三厩ノ箱館松前へ乗船ハ津輕侯の御役船なり、乍然着船之節ハ少々船頭に酒手を遣スなり、此日順風なれ共、風靜ニして舟行尺はらならず、夜四ツ頃三厩へ着ぬ、海上七里トモ云へど五里足らずも有べし
○全十九日 朝より晴天、夜薄曇、此朝御勘定組頭村田鉄太郎殿三厩を出立あり、午前先觸ミ添觸の寫を添て出す、

覺 (上封) 先觸

一、馬 貳疋 自三厩森岡迄

一、人足 三人

右は我等、蝦夷地測量御用相濟、明廿日上下五人三厩出立、江戸迄罷通候間、書面之人馬御定之賃錢請ニ取之、聊無ニ遲滞ニ指出、繼立且又渡船川越止宿等之儀、是又指支無之様執斗可給候以上

申九月十九日

伊能勘解由 印

三厩ノ奥州道中

千住宿まで

右宿々

名主

問屋 中

年寄

泊 順

廿日平館 廿一日青森 廿二日小湊 廿三日野邊地 廿四日七ノ戸 廿五日五ノ戸 廿六日三ノ戸 廿七日一ノ戸 廿八日沼宮内 廿九日森岡留

此先觸森岡に留置、我等着之節宿所に可被ニ相返ニ候以上、外ニ御添觸の寫を添。

○全廿日 朝より薄曇、晝小雨、夜ハ中雨、朝六ツ後三厩出立、一、今別村、五里廿町十母衣月、

中食、此海邊にシヤリ石アリ、今別ノ海邊ニ津輕石アリ七ツ頃平館村に止宿、三厩より村々役人案内

○全廿一日 朝より曇天小雨、夜も同、朝七ツ半出立、三里十六丁半行蟹田、二里三丁半七間五尺蓬田、此所止宿の家有り三里十九丁八間二尺油川、一里十三丁卅一間青森、七ツ半過ニ着、道中勞レ少し病氣ニ付、致ニ逗留ニ候間追觸を出す、平館より村々役人案内、此夜津輕家之江戸屋舖松野茂右衛門殿より七月十八日出書狀此所にて披見

覺

一、我等儀、昨廿一日青森着之處病氣ニ付、今廿二日當所及ニ滞留、明廿三日青森出立ニ候間、

右之心得ニ而止宿並人馬等執斗可レ給候以上

申九月廿二日

伊能勘解由

青森ノ森岡迄

村々名主

問屋 中

年寄

○全廿二日 前夜より朝飯後迄雨、四ツ頃止、曇天、夜迄度々小雨、逗留

○全廿三日 朝より晴天、暮々曇、其後晴、朝七ツ半青森出立、二里十七丁野内、四里十町廿四間合六里廿七丁廿四間、小湊へ九ツ半に着、止宿、此夜晴テ測量。

○全廿四日 朝より晴、朝六ツ出立、四里十三丁野邊地へ九ツ前ニ着、太陽を測、夜曇ル、雲間ニ測量、止宿。

○全廿五日 朝より晴天、朝六ツ出立、道法五里廿九丁十三間、古來は四十八丁一里にて四里八丁九ツ半頃ニ七ノ

戸へ着、止宿、野邊地より石碑村へ古道二里と云

○全廿六日 朝五ツ頃迄晴、夫々曇ル、朝七ツ半出立、三里卅四丁至藤嶋二里廿丁五十六間五ノ戸へ九ツ

後ニ着、止宿、藤島と傳法寺は十八丁也、上十五日傳法寺、下十五日藤島此夜晴、測量

○全廿七日 朝五ツ後々風雨朝六ツ後出立、一里十七丁四十間淺水ニ至ル、夫々三里十五丁四間三ノ戸へ九ツ着、山邊源兵工方止宿、夜も風雨、雲中測、

○全廿八日 朝六ツ半出立、五ツ過々雪降ル、三里五丁九間金田市ニ到ル、雲間測量、一戸着宿

○全廿九日以後の宿泊地、沼宮内、盛岡、花巻、水澤、一ノ關、月館、吉岡、仙臺、舟廻、越河福島、二本松、須加川、白川、越堀、喜連川、宇都宮、間々田、幸手、草加

○十月廿一日江戸着

沿海日記 享和元辛酉歲

寛政十三(享和元)辛酉年三月、伊豆國より奥州まで蝦夷地連続の海邊地圖し奉れと蒙、台命當國より相州豆州に發行しける。

○四月朔日 佐原惣五郎に品川驛江自分先觸を出し、且御勘定御奉行より前に御出し被成候御村觸之案文を問屋より寫し來候様申遣し、則寫しを持來る。

○四月二日 朝より曇天、五ツ頃平山郡藏、同宗平、伊能秀藏、尾形慶助、嘉助を供し、上下六人富ヶ岡八幡宮を參詣し、直に出立す、伊能三郎右衛門、同七左衛門、大川治兵衛、伊勢屋平八大野彌三郎、綿屋富右衛門等は、深川より品川迄送別し、津田侯の仰にて、渡邊清藏殿品川に御送別あり、村田云る料理茶屋に而酒宴晝食なして別ぬ、此日川崎宿。

○同三日以後六月八日迄武藏、相模、伊豆の海岸を測量して一旦歸府

○六月十九日 深川出發房總海岸より、東北地方の海岸測量に向ふ、(本縣に至るまでの宿泊地、行徳本村、檢見川村、五井村、中島村、木更津町、富津村、湊村、金谷村、吉濱村、勝山村、岡本村、那古村、洲崎村、瀧口村、北朝夷村、江見村、天津村、興津村、勝浦村、岩和田村、小濱

村、中里村、本須賀村、尾形村、井戸野村、銚子港、矢田部村、國末村、汲上村、成田村、村松村、會瀬村、足洗村、平潟村、小名濱、四ツ倉村、下北迫村、小濱村、受戸村、塚原村、雁崎村、原釜村、吉田濱、閑上濱、荒濱、蒲生村、鹽竈、松島、大塚濱、門脇村、桃浦、狐崎濱、小淵浦、鮎川濱、新山濱、鮫浦、野々濱、女川濱、十五濱、大須濱、長面村、水戸邊村、伊里米町、平磯村、氣仙沼町、唐桑村、大澤濱、小友村、門の濱、大船渡村、越喜來村、唐丹村、釜石、大槌町、山田町、津輕石村、鉾ヶ崎浦、田老村、小本村、田野畑村、黒崎村、野田村、久慈湊、中野村、角濱村、)

○十月十日 朝々晴、測量先手ハ七ツ半、跡ハ六ツ頃角濱止宿を久出立、小船渡村前濱と云、此酒所より白濱迄木村、追越村、大蛇村、金濱村、大久喜村、法師濱村、種差村、深久保村、白濱村是迄前濱ノ内鮫村九ツ後ニ着、止宿甚太郎、夜曇天、夜深雲間ニ測量

○全十一日 朝々曇る小雨あり六ツ半前鮫村出立、此日海邊不行白銀村、湊村八戸の湊なり河原木村内八太

郎村家は海邊よりあり是迄八戸領、市川村此村より五ノ戸支配のよし、五ノ戸宿老治左衛門是八ツ頃ニ着、止宿兵太、此夜曇天、曉ニ雨港村より八太郎の間、大川海に入流る、右はマヘチ川、左は種市山の上より流れ、海際にて落合、ともに海へ流

○全十二日 朝六ツ晴ル、六ツ半頃市川村出立、是迄三戸郡 是より北郡濱三澤村へ着、止宿嘉茂助、午中なり、明日平沼村迄里數おほきゆへニ、宗平、秀藏、慶助をして途中迄測らしむ、此日宵迄晴ル、二三星測量後大ニ曇る、夫々雪降出し、夜明ニ到ル、積ル事三四寸ニ及。

○全十三日 雪止、六ツ半頃濱三澤村出立、直ニ雪降出し、風強山々吹下し、大吹雪フツキ成、雪ミ砂を吹散し、咫尺をも不辨、步行成し難く、長持を小楯コタテなして大吹雪大風を凌ぎ、風間々々ニ歩行す、乗し駕籠の桐油も海ニ吹飛し、戸障子も吹散しけるを漸シ取得たり、故に駕籠の中も雪吹込外も同じ、辛くして平沼村ニ八ツ半頃ニ着ぬ、止宿庄八、手帳には治兵衛とあり此日道路不ニ測量、七ノ戸々宿老治兵工、五兵工此所へ出勤して世話す市川濱三澤村、平沼村、泊村、小田澤村、田名部、御順見道なりと云

○全十四日 朝雪風共止、六ツ半後出立、昨日測量残を郡藏慶助手分ニ而測ル、宗平、秀藏平沼村の尾駁村を測ル、晝前ニ着、止宿沖之丞、此日も七ツ頃小雪電あり、夜曇ル、

○全十五日 朝曇晴、風あり、六ツ半頃鮫村出立、出戸村、泊村晝後ニ着、此日も雪時雨あり、夜曇ル、三四星測、四ツ後々雨、宿忠七。

○全十六日 朝六ツ後、泊村出立、少晴、無程雪時雨度々なり、白糠村フヒベ老部之内、小田野澤村、九ツ頃ニ着、宿肝入甚四郎、此夜測量、田名部付添案内與左工門、小田野澤村の世話す。

○全十七日 朝々晴ル、六ツ頃小田野澤村出立、猿ヶ森村、尻勞村シツカリ食尻谷村八ツ頃ニ着、止宿小兵工、此所迄田名部付添人與左工門来て世話し、是を別る、此夜晴天、測量、

○全十八日 朝々晴、六ツ頃尻谷村出立、蒲野澤村海邊に人家なし野牛村、岩谷村、大利村同前關根村同前岩谷蒲野澤の間野牛村あり、野牛は海邊に遠し、海邊に吉村の入口と云有、正津川村、大畑村、七ツ半頃ニ着、夜曇、小雨、止宿宇右工門此所ニ而蝦夷ヒロウトウブイニ而逢し忠助、清藏ニ再會、兩人ともニ當所の者なり、此所を佐井村迄先觸を出す。

○全十九日 朝六ツ半頃、大畑町出立、二枚橋村、木野部村、赤川村、下風呂村、異國間村、桑畑、異國間村、七ツ半後ニ着、予は七ツ後に着此日晝後々暮迄中雨、夜も雨、宿市左工門

○全廿日 朝六ツ半頃異國間村出立、蛇浦村、大向村、奥戸村、同村赤石、同村材木、佐井村原田佐井村七ツ半後ニ着、此日朝々大電、終日雪電、又大風、夜亦大風、是を宗平、慶助を分て長渡村、牛瀧村、脇澤村より田名部町迄を測らしむ、我等ハ田名部の野邊地を測。

○全廿一日 朝六ツ半頃、佐井村出立、奥戸村、大間村、蛇浦村、異國間村、下風呂村七ツ半後ニ着、止宿長右工門、夜曇晴、此日雪、時雨度々あり。

○全廿二日 朝六ツ後下風呂村出立、午前ニ大畑町へ着、驛次木野部此夜晴テ測量、此所を三厩迄先

觸を出す。

○全廿三日 朝小雪、六ツ半頃大畑町出立、正津川村を通り、關根村ニ而馬驛蒲山村を経て田名部町へ九ツ前ニ着、此日雪度々降、止宿菊池重右工門此所に而出會之人々、淨土眞宗徳玄寺寂秀吉田元隣、楨玄範、熊谷良順、菊池彌左工門、同治郎左工門、同定右工門、同儀左工門、坂井平右工門、和歌山吉六、川島俊藏、秋濱多右工門、菊池文彌太彌左衛門嫡子、和歌山乙吉吉六嫡子、熊谷又兵工、宿老山本市郎右工門、同熊谷與兵工、檢斷近江屋忠助、赤井屋久左衛門、村木市之助、丸山權七同理三郎なり、此所ハ奥北ニ稀なる所ニ而寺院醫師其外表立し人々學文を好、詩和歌等もなる人あり。

○全廿四日 朝ハ雪、出會之人々も押而止ぬるニより逗留、晝後も雪、夜ハ曇ル。

○全廿五日 朝曇、五ツ頃田名部町出立、奥内村、中之澤村を経て、有畑村ニ八ツ半頃着、此日終日曇、數度の小雪、宿佐治兵工。

○全廿六日 六ツ後有畑村出立、鷄澤村、大豆田村、檜村、横濱村夫ハ百目木村、引越村、有戸村、七ツ頃ニ着、此日朝後ハ終日雪降、夜ニ至ル、宿新兵衛。

○全廿七日 朝六ツ後有戸村出立、朝ハ小雪、又晴又風雹、四ツ頃ニ至テ晴ル、蟹田、明前、木明、于艸橋、共に有戸五ヶ村と云野邊地町九ツ前ニ着、宿野坂屋與治兵工、此夜晴テ雪降、雲中ニ測量。

○全廿八日 朝六ツ後野邊地町出立、六ツ半頃より度々雪降馬門村北郡終り、南部領限リ、南部番所有狩場澤村自是津輕郡津輕吉之助知行所に而の間南部津輕界、口廣村、清水川村、沼館、小湊村、八ツ後ニ着、宿寺島屋六郎兵工。

○全廿九日 朝六ツ半前小湊村出立、藤澤村、山口村、中野村、土屋村津輕越中守領淺虫村、久栗坂村野内村、我等ハ九ツ後ニ着、外ハ七ツ頃ニ着。

○全晦日 朝六ツ半頃野内村出立、原別村、作道村、夫ハ青森町午前ニ着、止宿、西澤傳兵衛、此夜曇天。

○十一月朔日 七ツ半青森出立、宗平、慶助ニ小橋村ハ蟹田村迄測らしむ、我ニ郡藏、秀藏ハ青森ハ小橋村迄を測ル、六ツ頃出立、古川村、沖館村、新田村、油川村、驛場油川村十三森、田澤村、飛鳥村、前に飛鳥村内夏井田あり瀨戸子村、奥内村奥内村寄入口前田村、清水村、ウチノツツ内眞部村、左り堰村、濱松村、小橋村、六枚橋村、後方村、四戸橋村、中澤村、長科村、阿彌陀川村、蓬田村驛場なり郷澤、瀨部地村、廣瀨村、蟹田村驛場なり我等ハ七ツ半ニ着、手分二組ハ六ツ頃ニ着、止宿大治郎

○全二日 朝七ツ半頃ハ大雨、六ツ頃ニ至ル、夫ハ雨止、度々吹雪、宗平、秀藏ハ手分七ツ出立、平館ハ母衣月村を測、郡藏、慶助ハ此所ハ平館村迄測ル、中師村、石濱村、深瀨村、二ツ家村、

杉村、今津村、野田村、根岸村、平館村^中、石崎村、宇田村、奥平部村、砂ヶ森村、母衣月村、吾ハ八ツ半ニ着、測量二手ハ六ツ前ニ着、此日晝頃大雪風、平館母衣月測量、甚難澁ニ及。

○全三日 前夜吹續大風、六ツ半頃ニ中風ニ成ル、則母衣月村出立、大泊村、山崎村、一本木村、今別村^{驛場}濱名村、増川村、三厩村^{九ツ半頃}ニ着、止宿工藤忠兵工、此日度々雪雹、暮夜ニ至テ大雨。

○全四日 逗留、朝雨又雹、此日郡藏、慶助を手分し、夏泊ヲ測らしむ、野邊地ニ而出會せん、日配りをなして遣ぬ、宗平、秀藏ハ三厩より宇鉄村を測ル、此所より江戸淺草層局迄歸府の先觸を出す、並野邊地迄泊觸も出す。

○全五日 朝大曇、六ツ半前三厩村出立、^{一里八町}今別村^{五里廿丁}平館村、合六里廿八丁五十四間五尺、八ツ半頃着、此日度々雪或ハ雹、宿久治郎、此日宗平病氣服藥成さしむ。

○全六日 朝六ツ頃、平館村出立、^{三里十六丁}蟹田村^{二里十三丁}蓬田村^{中食、對馬九郎兵衛}油川村^{一十三丁}青森町七ツ半頃ニ着、此日風少々度々雪、止宿米町西澤善兵工、里數合十里廿六丁廿三間三尺。

○全七日 朝六ツ前青森町出立、^{二里十丁}野内村^{四里十丁}小湊村^{四里十丁}野邊地、合十一里四丁廿四間

六ツ前ニ着、止宿野坂屋與治兵工、此日吹雪、數度ニ及。

○全八日 前夜雪ニ付、曇天ながら五ツ頃出立之所、無程雪風、長者ヶ窪ニ至テ大吹雪ニ成、進退惟谷ル、途中ニ駕籠を留テ待テも彌風雪盛んニなりテ人歩行ここ不能漸引歸して野邊地に至りて逗留、^{長者ヶ窪より三戸郡なり}石碑村、天満館村あり

○全九日 朝五ツ頃野邊地出立、五里廿九丁十三間、七ノ戸八ツ半頃ニ着、止宿江渡宇右工門、去ル申年も止宿、此日も風雪あり、夜ハ晴天、去レ共暹着、宗平病苦を云ニ付不測

○全十日 晴曇、雪不降、宗平病苦ニ付逗留。

○全十一日 朝六ツ後七ノ戸出立、三本木村、相坂村^{六戸川}三里卅四丁五十六間、藤嶋^{此所に中食保法}寺驛^{藤島下月番、一本松村、藤島驛より二里廿丁五十間餘}五ノ戸ニ八ツ半ニ着、止宿野澤屋伊八^{去々申年}此日も雪不降、午前中晴、八ツ半頃曇ル。

○全十二日 朝中晴、六ツ半頃五ノ戸出立、一里十七丁四十間淺水ニ至ル、^{所王壽寺村小向}里十五丁四間、三ノ戸九ツ半頃ニ着、止宿山野邊源兵工、此夜測量^{里程を記は驛次なり、名所小村には拘はらず後倣之}

○全十三日 朝晴曇、六ツ後三ノ戸出立、下崎村、釜澤村、マヘチ川、沼尻村、下崎村三ノ坂、川口村、小野村、下山井村、三里五丁九間、金田市ニ至ル、此日一戸着止宿

○同十四日以後の宿泊日程、(沼宮内、盛岡、花巻、水澤、一ノ關、築館、吉岡、仙臺、大河原、越河、福島、本宮、須賀川、白川、鍋掛、喜連川、雀宮、千駄塚村、幸手、草加。)
○十二月七日 黒江町に歸る、出立日より二百四十二日。

沿海日記

享和二壬戌歲

享和二壬戌六月測量御用被 仰渡

其許一昨年、昨酉年蝦夷地爲測量御用被差遣、伊豆より蝦夷まで海道地圖仕立被差出候之處、右は陸奥、出羽等全体形象不相備候故、迎之儀陸奥三馬屋より西之方北海道、出羽、越後、越中、能登加賀、越前までの海邊、夫より陸地通南之方尾張の出、尾張、三河、遠江、駿河之間、海邊致測量、以前之地圖相補ひ、尾張、越前より東之方諸國全体海邊地圖出來候様致し度自分勘辨を以相伺候處、即右國々海邊爲測量其許被差遣候之旨、堀田攝津守殿被仰渡候付、此段申渡候、早々致支度出立、入念御用相勤候様可被相心得候、以上

戌六月三日

高橋作左衛門

伊能勘解由殿

追而道中ニ而當八月日食測量有之申越候積可被相心得候事

覺

一、私儀今日五ツ頃上下七人ニ而出立仕候、右御届申上候、以上

戌六月十一日

高橋作左衛門様 御役所

伊能勘解由印

四〇

○六月十一日 朝五ツ前富ヶ岡八幡宮に參詣し、直に出立、上下七人なり、平山郡藏、伊能秀藏尾形慶助、大平雄助と久兵衛、兵助隨へり、曆局に立寄、宴別あり、伊能三郎右衛門、同七左衛門、大川治兵衛、大野彌三郎、樽屋喜兵衛、大工長兵衛等千住宿まで送別しける、梅田村、小右衛門新田、島根村、六月村、竹塚村、保木間村、瀬崎村、谷塚村、笹原村、八ツ前に草加宿に着此夜曇る、翌朝雲間を測

○同十二日以後の宿泊日程、(粕壁、栗橋、間々田、石橋宿、宇都宮、氏家、佐久山、越堀、白坂白川、上小屋村、長沼、三代村、猪苗代、原宿、若松、鹽川、大鹽、檜原、綱木村、米澤、赤湯上ノ山、山形、宮崎、尾花澤、新莊、金山村、及位、下院内、湯澤、横手、花館、境村、久保田城下、大久保村、森岡、能代町。)

○八月朔日 能代逗留、朝より曇る、小坤風、午前は時々雲中に日影も見、午後より一面薄黒雲覆ひ、日影不見、去れども八ツ頃より測量場所に詰合、日食初缺、食甚頃は雲猶深蓋ひ、日影一切見へず、復圓前に漸濛影を見る、大遠鏡、中遠鏡を以測る、復圓の頃は又雲蓋不見、日入て後空晴れ、六ツ後又曇る、四ツ前後、雲間恒星を測る。

○同二日以後(飛根村、綴子村、大館村)

○八月七日 曉七ツ頃雨、六ツ頃止、曇天、六ツ半頃大館出立、町外ニ長木川あり、米代川の落合、夫々左右河原四五丁、夫々左右田地、釋迦内村夫々橋桁村、長走村、出口ニ久保田の番所あり、陣場平村則山間谷、夫々四十八川ニ云て一流ヲ十七度渡る、道甚惡し、夫々上り矢立峠なり、嶮岨ニ而行路狭ク、木蓋テ闇し、釋迦内へ雨降出し、折ふし風雨頻なれば、甚難儀ニ及べり、峠の上ニ奥羽の堺杉木あり、南ハ出羽國秋田郡久保田領、北ハ陸奥國津輕郡弘前領なり、碓ヶ關村役人界に出迎、尤一界々下ル、下峠は秋田領、上峠は道路廣よし、下テ平なり、左ノ方ニ弘前の小番所あり、無レ程右の方ニ小番所あり、是ハ南部往來の改ミ、又材木伐出しを改る所なり、碓ヶ關入口ニ弘前の大番所あり、普請もよく、流水を脇ミ前ニなし嚴重ニ見ゆ、奥羽一の番所ニ見ユ、右流ハ十三濁へ落る源なり、釋迦内より五里碓ヶ關町と號す八ツ後ニ着、矢立峠は風雨益強、夜ニ入大風雨、稻作を損す、止宿與十郎

○全八日 曉七ツ頃迄風雨、六ツ頃止、碓ヶ關出立、村外より流水を左右に度々橋をモチノ川を右カラシテ唐牛村川を左、長峯村長峰村、左右人家離々山間ニ而川を左にす、左田地卅四丁藏館村、右田地一丁藏館村、左右田地卅四丁直ニ山々、大鰐村山間ニ而、右田地左ハ川、上下卅四丁岩城山を測る、山間なり、左田地卅四丁右田地下テ宿河原村

四十丁鯖石村八幡館石川村左田地七八丁に而山、二三里川橋ありはし前にては、村中道平坦、左右人家、道の正面ニ岩城山ヲ見る、村外左田六七丁、夫々澤、右田地廣長二三里、道四五丁行て曲ル右ニ岩城山を見る、小坂を上る、大澤村右田地廣長は同、左田地四五丁、五六丁山際、松木平村入口左田地三四丁に而原山、小栗山村右田地廣長し左、人家不_レ見、原ヶ平タイ人家道際にな、夫より山々右三四丁田地は原廣田地も有取上村地面斗原ヶ平し左右同前、此日度々雨あり、碓ヶ關よ弘前城下土手町、八ッ後ニ着、止宿三國屋吉郎右工門、此夜晴天測量。
○全九日 朝々晴ル、時々曇、白雲おほし、逗留、竹内甚左工門見舞ニ來る、御領主菓子一箱被_二下置_一、此夜雲間ニ測ル、此日曆局へ書狀を出す。

昨日城下入しに、町役人の出迎もなし、止宿より人歩一人、城下入口へ出て案内す、町家の宿引云ニ等し、止宿へ着て、亭主袴ニて出向へり、宿ハ商人荷物問屋のよし、諸國の商人を大勢相宿なし飲食等甚々末なり、隨身の弟子家來共、夜着の汚れしを一ッ當ニ出せしよし、弟子の中風邪の者もありければ、蒲團ニツツ漸かり得し云、此宿ハ御用の諸賄を請負し町人なるべし、着日町役人も見へざれば、當領内村々相廻候はば、測量御用差支もあらんと、町役人を呼しに、漸云宿老一人出たり、折ふし當御領主も青森ニ遊興の折ふしなれば、青森止宿差支もあらんか、又三厩より小泊越、長持、馬、荷物差滞ハ無レ之候哉、外ニ中途云十三濱、鱒

澤云送方は無レ之哉、又三厩云小泊、鱒澤、大間越等海邊道法、止宿場等を相談せしニ、右之者不案内ニ而一切分らざりしニ付、郡方か町名主に篤云談じ、測量御用差支なからん様執斗へかし云申含けるに、右宿老云町名主又は夫々の役人云相談し、村順、道法少しハ分りぬ、然云も青森止宿の儀は、兼而手當もあれば不_レ苦候様ニ申に付、城下云新城泊、夫云青森泊云泊觸は出しぬ、去レ共青森ニ差支も無レ覺束一、追而書ニ、青森宿差支あらば大濱ニ而も宜旨申遣す、案の如、新城出立の朝、大濱云名主來り、青森ハ領主逗留混雜なれば、何卒大濱止宿ニ致度よしニ付、其意ニ任ける、去西年も、公儀云仙台、南部、津輕云も海邊測量御用之御聲掛もありしに、津輕海邊ハ其旨一切不_レ存、只蝦夷行上下の御用同様ニ心得けるなり、當年迎も、やはり蝦夷御用ニ而往來する同様ニ心得たり、當年ハ別而道中御奉行、御勘定奉行の御觸、別ニ御勘定所御聲掛にて、其領内にか、りし御用ハ知レし事なり、等閑云ニ云べし。

泊 觸

我等儀、就ニ測量御用一、明十日弘前出立三厩迄、左之泊順ニ罷越候間、休泊宿御用意可レ有レ之、且測量手傳人足之儀、間之村々ニ而繼替候得バ、差支ニ相成候間、驛場云驛場迄繼立、勿論案内一兩人村境云可レ罷出一候、十一日青森泊之夜曇候歟、雨天ニ候得バ、諸星測量難ニ相成、其節は十二日及ニ逗留一、翌十三日致ニ出立一候間、右承知之上、差支無レ之様取斗可レ給候、尤此觸

書早々順達、三馬屋ニ而我等へ相返可レ被レ申候以上

戌八月九日

名 印

從弘前

十日 藤崎 女鹿澤泊新城

十一日泊青森 大濱

十二日休蓬田 泊蟹田 右宿々村々

十三日休平館 泊母衣月 名主

十四日 今別 泊三厩 問屋 中

年寄

追而青森へ申談候は、先觸ニ申遣候通、測量之場所所有レ之候宿用意可レ給候、若右体之宿無レ之候ハ、大濱ニ而も、兩所之内差繰候而、宿用意可レ給候以上。

○全十日 朝曇天、六ツ頃弘前城下出立、無レ程堅田村右田地廣長し、二里餘もあるべし、日の出に當様に見ゆ、一里半ナリ、大久保村左右同前津輕野村前百田村日藤崎村と代る、藤崎川あり、藤崎村入口か二里もあるべし撫牛子村、橋なり、舊は九十八間なりと、橋の少し上に而二川、漸二丁斗上なり橋を渡レば岩城山を後ニス、弘前札辻より二里九丁五十七間二尺、藤崎村

驛次、月ノ上廿日 葛野村右は田地、二里餘連山、道ノ左小川を隔水沼村あり、矢澤村家數二百八十軒、浪岡村五日女鹿澤と代る、右田十七八丁、左も同、先ハ小山なり、則高卑原山也、杉澤村同高屋敷村、

同小畑村、中島村、榊村、水木村同前、増館村、下十川村同道ノ左小川を隔、白銀村有、村役人送迎、往來の役、女鹿澤村枝郷、右田地、松枝村一里半斗、家は小川を隔、女鹿澤村浪岡村と代る、此所ニ而休、同村より二丁廿五間三尺、を除云、

間、或は浪岡村驛次なり、月上十四尺と云、右田十七八丁、左も同、先ハ小山なり、則高卑原山也、杉澤村同高屋敷村、六七丁小山、右田六七丁、右は山、大釋迦村、柳久保村大釋迦村枝郷、柳久保坂上る長し、左右ハ谷、夫田十五六丁小山、徳才子村に五六丁、又四五丁、何れも山間に而、左右田地二三丁、山々、坂を下テ津輕坂村、左右前後山間なり、戸門村、白畑村一二丁、浪岡より四里十六丁卅一間、三新城村七ツ後ニ着、止宿、佐五右工門此村家作不レ宜、此夜曇天。

○全十一日 朝曇、此朝油川役人來て、當時青森町領主逗留、止宿も少、殊に混雜なれば、油川止宿に仕度旨を願、六ツ半後新城村出立、村外右田地一、雜木森長く見ゆ、夫より又田地なるべし、岡町村見ゆ、左田地十丁斗に而、小山、夫より中山、油川村五ツ半頃ニ、高山も三里餘、左少し田地、高田ヶ原なり、新城より卅四丁五十四間一尺、右田左海、沖館村同左遠山、着、止宿、近江屋津兵工、夫々青森迄測ル、郡藏、秀藏、慶助、雄助、新田村三丁斗、松野茂右衛門へ書狀を遣す、

夫迄田地 古川村 左右人家、左海へ三四丁、青森町 入口に而海へ二丁斗、右遠山一里半もあるべし、其又は原 右田地一里餘に見ゆ 八甲田山は青森の上二三里に見ゆ 午後

松野茂右工門來る、山鹿八郎左工門殿ニも青森止宿の都合のよし、松野氏且測量の者にも、青森町へ引越、止宿測量致候様被_レ仰遣、然ども油川に着、測器も据込候間、油川泊ニ極、松野氏同伴ニ而青森へ行、山鹿氏を尋問、猶又御領主_レ被_レ下置候菓子_レの御禮申上る、又弘前城下止宿役人不行届之趣をも云て、暮ニ油川に歸る、此夜曇不_レ測量。

○全十二日 逗留、此日朝_レ午後迄曇る、八ツ頃_レ段々ニ晴ル、白雲おほし、此夜測量 昨日青森鹿氏松野氏の三厩より小泊越長持持參難ニ相成旨、油川より十三町の繼送り可_レ申旨を相談し、猶油川役人とかけ合候處、右三厩小泊越大難所、長持は通行之儀難ニ相成ニ取極り、長持一棹斗村繼に送る

覺

一、御用長持 一棹 但封印桐油掛

右者爲_レ測量御用ニ油川出立、平館三厩_レ小泊、十三瀉海邊罷越候處、三厩より小泊越嶮岨ニ而、長持通行難ニ相成ニ趣ニ付、油川_レ直ニ十三瀉に相回候條、宰領差添無_レ遲滞ニ繼送、尤右長持之内損しもの有_レ之候間、隨分大切ニ十三瀉に繼送、右村方ニ而預置、我等廻村之砌相渡可_レ被_レ申候以上

戊八月十二日

伊能勘解由 印

油川_レ 原子村 飯詰村

金木村 中里村 相内村

十三町 右村々 名主

年寄 中

○全十三日 朝_レ晴、六ツ後油川出立、十三森 油川枝郷、家十五軒、右海へ草原二丁、左田 田澤村家八軒、左 夏井田村 飛島村寄郷 飛島村 地十丁餘、夫より同 瀬戸子村 左右同前 奥内村 家四十九軒、海へ右同前

の小山へ前田村 家十六軒、奥内寄郷なり 清水村 家廿二軒、左は海へ二 内眞部村 家十八軒、左堰村 家四十五軒 廿四五丁 前田村 海へ一丁又四五十間 又四五十間 内眞部村 左右同前 左堰村 左右同

川崎村、濱松村、小橋村 三ヶ村家合六十九軒、名主一人支配、右海へ 六枚橋村 入口に川はしあり、海左田地、其 後瀉村 八軒、合八十九軒 四戸橋村 海へ四五十間 中澤村 家四十二軒 長科村 二軒、右流へ一丁餘も同前

左畑二丁斗、夫より先も田地なりしが 阿彌陀川村 川より三里十九丁八間二尺 蓬田村 家廿五軒、海へ四五村々共に卯年より荒地になると云、

卯年より 宿對馬九郎兵 郷澤村 家六軒、右三ヶ村合家五十三軒なり、蓬田支配、蓬田村 家廿五軒、海へ四五荒地になる 此所休 宿對馬九郎兵 郷澤村 家六軒、右三ヶ村合家五十三軒なり、蓬田支配、蓬田村 家廿五軒、海へ四五橋迄村外より土手山の裾を通る、海へ五六間 廣瀬村 入口にはし川、家廿五軒、瀬戸地村の支配、家は道の左

問土 手山此日汐高し、海際通行し難し、小土手山の上を通、蓬田より二里十三丁、卅七間五尺、蟹田村なり、八ツ前ニ着、止宿、近江清六、此夜は中晴、測量。

○全十四日 朝曇、六ツ後蟹田村出立、郡藏、秀藏、兵助三人は同所、六ツ前出立、平館、母衣月迄測ル、慶助、雄助は同所、平館ヲ測ル、村外川あり、長橋なり、左若原二三丁、右田中師村家二軒、海際土手石濱村家七軒、海山際、上る下る石濱村際左土手山深泊村同斷二ツ家村家十二軒、杉村家九軒、今津村家十軒、野田村家十四軒、根岸村家四十八軒、海へ一丁斗左畑四五丁に平館村驛次なり、家八十五軒、村外左畑四五丁に而高山、海へ廿間斗此日四ツ頃、雨降出し、着之節頻ニ降ル、此所休、石崎村家七コロ／＼川石崎寄郷、家五軒、右宇田村家五軒、右山麓奥平部村際、左は山麓砂ヶ森家七軒、是、海を少離レ升降、平館より、三里十八丁、母衣月村驛場にあらず七ツ頃ニ着、止宿、小倉屋四郎兵工、此夜曇る、雲間ニ測量。

○全十五日 朝曇る、六ツ半後母衣月出立、村外、坂を上る、平原なり、母衣月、大泊界ニ而所々を測、大泊村家廿一軒、右山崎村家十二軒、右は海、左は土手山、上れ土手山を上下し、海岸に出、一本木村家十四軒、村入口右海、左山合に田地長、今別村驛次、家六十七軒なり、平館より三里廿丁内四五丁に見ゆ、母衣月より二里二丁濱名村家十二軒、左は小山下、増川村今別より一里八丁卅九間三厩家八十九ツ前ニ着、雨降出ス、測量人は雨ニ逢テ八ツ半後ニ着、止宿工藤忠兵工、終夜大雨、測量なし。

○全十六日 昨夜、雨、終日、夜も小雨、或曇又晴、雲間少測、九ツ後、大雨。

○全十七日 朝曇、終日度々雨、此日秀藏、慶助、雄助三厩、小泊の間、算用師越を仕越ニ測ル
○全十八日 朝曇、度々小雨、午前止、風波静なるニ付岡を宇鐵迄測ル、六丁間村家六軒、藤島村之内、藤嶋村濱名村持家七軒、釜野澤村家四下宇鐵村家七番所前迄測ル、夫、船ニ乗り龍飛岬を測り夜ニ入テ歸る、當所ニ而弘前領急ニ相回候觸を見る。

天文家伊能勘解由殿、今日當所、御參着之處、段々御領内被ニ相通ニ候内、他領與違、宿々取扱向、並ニ人夫出方等、不レ宜候旨相聞得候、先達而從ニ江戶表ニ御達も有レ之義ニ付、當所、三厩算用師越被レ致候旨、相聞得候間、向々宿元取扱等、龜末無之様、猶又人夫等差出候様被ニ申聞候ハ、無ニ遲滞ニ様此旨御同人通行村々、可レ被ニ申越ニ候已上

八月十一日

山鹿八郎左工門

笹森權藏殿

別紙之通被ニ仰付ニ候間、通行村々、早々可レ被ニ申付ニ候、猶又御内狀ニ而被ニ仰付ニ候は、龜末之取扱無レ之様、右之儀早々今明日中、向々、申付候様ニ被ニ仰付ニ候間、夜通ニも早々可ニ申越ニ候、此段申入候已上

八月十一日

青森詰

五〇

兩奉行

油川役方

御代官中

○全十九日 朝晴、白雲おほし、午中太陽を測ル、夫々晴曇、此日越後國高田城下迄先觸を出ス
此夜亦曇る、雲間ニ測ル、

覺

一、人足 五人

一、馬 三疋 内壹疋ハ人足二人ニ代ル

一、長持 壹棹 持人足

右者我等儀、北國筋海邊爲ニ測量御用ニ、明廿日上下七人、奥州津輕三馬屋出立、算用師越、小泊
ノ湯縁村々相回、十三濱ニ罷出、大間越、出羽國岩館、能代港、夫々測量手分致し、一組は海邊
男鹿通、一組は八郎湯通行、舟越ニ而兩方一同ニ成、久保田湊ノ越後國今町邊迄、總而入海湯縁
通廻村致し、高田迄罷越候條、道中御奉行、御勘定御奉行御觸之通、書面之人馬遲滞無シ之様繼立
且止宿渡川等之儀、差支無シ之様執斗可シ給候。

一、泊宿之儀、雨天其外逗留之儀有シ之候間、道中より追々可ニ申遣ニ候、尤測量道具据込候ニ付、
庭其外空地ニ而も、十坪斗之場所有シ之宿用意被シ致、勿論支度之儀は、御定之木錢米代相拂候間
其所有合之品ニ而、一汁一菜之外、馳走ケ間敷儀決而被シ致間敷候、此先觸早々繼送、我等高田着
之節、相返可シ被シ申候以上

戌八月十九日

天文方

高橋作左工門弟子

伊能勘解由 印

奥州津輕

三馬屋ノ

鯨澤

大間越 羽州野代湊

男鹿通

土崎湊 坂田 越後 瀬波

新潟

出雲崎 柏崎 今町

高田迄

右海邊通村々名主問屋年寄中

追而申入候、荷物繼送方之儀、難所之場所有シ之候はば、長持馬附荷物等は勝手宜方を相回し、測
量器持並手傳人足は、村役人差添、村境ニ罷出致ニ案内、尤右体之場所ノは、前泊ニ罷出、其旨

委細可ニ申談候、測量之儀故、難所ニ差掛候得ば、路次手間取候故、多分之里數通行難致候間、是又被レ得ニ其意、止宿用意可レ被レ致候、

小泊の別紙

別紙申入候、其村方ハ十三瀉内縁通、脇本ハ磯松、相内、中里、五所川原、木作、十三濱迄相回候間、人馬止宿等之儀、右村々ハ兼而申達置、我等着之節迄、村々里數等之儀、大凡相糺置可レ給候、其上止宿日限可ニ申遣候

戊八月十九日

八月廿日泊 小泊

名印

名主

年寄 中

○全廿日 朝六ツ頃雨、無レ程止、六ツ半後三厩出立、一里餘谷間細道ニ而、草木茂り濕氣おほく甚悪路なり、去レ共上下も少、駕籠ニ而一里餘行、夫ハ駕籠ハ不レ及大嶮岨ニて、溪水の流れを道ミシ、訴り行こミ長し、夫ハ算用師峠を上る、急嶮なり、峠の上ハ三厩ミ小泊の界なり、小泊の人歩出て荷物を繼替る、四ツ頃まで曇しが、段々ニ天氣ニなれり。小泊村役人峠迄出迎、夫ハ下る、急嶮なり、又溪水流を道ミなし、順て行くこミ久し、甚嶮なり、谷間を餘程行ミ、山合も廣し、海岸の上の高き草原ニ出、小泊ハ小屋掛をなし、辨當茶酒等を用意せり、此所ニ休、食事を

なし、松前地所々を測ル、三厩ヨリ五里小泊村此村家數百九十七軒八ツ後ニ着、止宿、川村屋儀兵衛、此夜晴天

測量、此所ニ而十三瀉縁測量、村々通行を問ニ瀉ハ遙ニ遠キ村ならでハ、通行成難よしニ付止、

○全廿一日 朝晴曇、六ツ後小泊出立、測量手分、郡藏、秀藏ハ相内村ハ十三瀉を渡テ富池村へ出、瀉縁を十三町迄測ル、慶助、雄助ハ小泊ハ海邊脇本村、磯松村を経て瀉の落口迄出、夫ハ瀉

縁相内村迄測ル、此日四ツ前後時雨あり、脇本村家卅五軒磯松村家廿五軒同相内村家六十軒人家は海

三丁宿、三和あり休五郎兵衛是ハ瀉へ下り乗船して小泊より海邊道三里十三町此所借屋共家百六十九軒止宿能登屋金右工門、此夜晴天測量。

○全廿二日 朝ハ晴天、六ツ前十三町出立測量手分町中ハ岩城山を眞向正面ニ見る、出外ニ而所々を

測る、海邊ニ富池村、車力村、牛瀉村、筒木坂村役人代ル、送迎ス十三町より四里館岡村公用の村、車力村五ヶ村に而公役を勤よし、出来島村、北浮田村役人送迎す、右村々海邊ニ人家なし、前

戸村家數合百七十五軒なり、入館岡ヨリ三里鱒ヶ澤ミ橋を隔ルのみ、館岡ヨリ七十軒七ツ頃ニ着、此夜晴

天海岸ニ而測、止宿敦賀屋金九郎、館岡海邊より右海、左小土手、漸十間廿間に不レ過、土手の上は高阜の原長し、岩城山四里程と云と二里斗に見ゆ

○全廿三日 朝ハ曇天、五ツ前鱒ヶ澤出立、町外前戸村地内六七丁程行ミ、左土手山、海へ二三

丁、赤石村^{家七十軒、鱒ヶ澤よ}、柳田村^{櫻澤、居澤、派、柳田四ヶ所に}、赤石より二里、家數五
止宿名主中原屋孫左工門、曉大雨、無^レ程止。

○全廿四日 朝六ツ後關村出立、手分測量^{村外右海際左}、金井澤村^{關より八丁ありと}、村外直ニ荒磯、
夫^レ岬を回る、右海岸、海中岩おほし、左野原二三丁ニ而直ニ高山なり、田野澤村^{家十六軒、海}、
山村^{家十軒、海カワツツ}、風合瀬村^{家廿二軒、家海邊にな}、公用にのみ驛次^{海邊へ出て人馬を繼、}、此村ニ而休、

村外^{出岬四五丁あれ}、追良瀬村^{家六十}、両村の間ニ川あり^{岡村よ}、深浦^{町と號す、家二百七十軒餘、湊なり、舟}、
なりと、青森十三町、鱒ヶ澤、此所を^{入津四ヶ濱と云、弘前町奉行支配と云}、八ツ半ニ着、測量一手ハ七ツ半、一手ハ六ツ半後ニ着^{深浦より}、
里、廣戸より森^{一里半、森より風合瀬へ一里}、と帳にあれば、風合瀬より關は二里半なるべし、止宿越後屋庄右工門、此夜曇る、雲間^{二三}星測ル、
五ツ半頃^{大雨、深更ニ晴}ニ云、予廿三日夜より腹痛、測量せず。

○全廿五日 朝^夕晴、五ツ前深浦出立、測量のものハ手分して、海付を測ル、小福浦村^{横磯村家}、
作村家^{廿軒、此鱸作休}、澤部村家^{廿二軒}、予ハ病氣、深浦^{山越本道をなして、}、
山峯上下あり^{止宿兵右工門、此夜曇る、西風、雲間ニ測ル。}

○全廿六日 朝六ツ半頃岩崎村出立、^{此日朝}、村外^{右海邊砂原二丁斗、山際へ二三丁なり、川あ}、
り、少し上は、一流ニ而、海邊三流ニ成、步行渡り、久田村^{家廿一軒、道}、久田村より二丁程左正道尻村^{家十七軒、海へ}、
森山村^{家五軒、海際より二三丁、森山下に小高所に住、海}、岬^{ハ高聳へ三丁斗もあれ}、海岸^{ハ回り}、
難し、坂を上レバ、道曲々ニ而急峻なり^{去れども此坂}、頂頭^{ハ松神村の界、坂を下れば入海}、長^{二丁}、
斗ニ而、大岩あり、松神村^{家廿八軒、宿十}、休^宿、村先ニ川あり、黒崎村^{家五十二軒、海際より少し一丁斗白砂}、大
間越村^{家六}、四ツ半前ニ着、止宿彦左工門、此日曇、夜時雨

○全廿七日 朝曇、少晴、六ツ半前大間越出立、直ニ峠を上る、津輕前番所あり、嶮岨なり、峠
を下て、左山二丁斗、海邊一里斗ハ、海中海岸大岩奇石おほし、又山麓を上下する事數度、去レ
共右海を隔遠さかる、或ハ二三丁なり、四丁ニ不過、左山へ三丁斗、堺明神あり^{一社は奥州}、則奥
州羽州の界、津輕郡弘前領^{秋田郡久保田領}ニして、是^{出羽國山本郡}なり、夫^{上下も少し}、
左右山海も同じ、岩館入口^{海へ一二丁ニ而、村中ニ而ハ海際ニ成、}、大間越^{より}、岩館村^{家五十}、入
口ニ久保田ノ番所あり、四ツ頃ニ着、止宿、肝煎久右衛門。

(○同廿八日以後海岸傳へに能代に出で、それより男鹿半島を測量して土崎に出で、羽越海岸に

沿ふて新潟に至り、更に寺泊柏崎直江津を経て高田に至り、越後街道中山道を通りて、十月廿三日江戸に歸着せり。

附 録

(當時携帯せし測量器参考の爲め附録として掲載せり)

所持測器覺

一、象限儀 長六尺 一器

但全体眞鍮板張星鏡附之游表、其外小道具臺架共全備

一、同 長三尺八寸 一器

但右同斷全備

一、同 長一尺二寸 一器

但眞鍮板張

一、主表儀 高一丈二尺八寸 一器

但圭盤長四間半、景符圭尺表尺水盤等小道具全備、並雨覆家附

一、垂搖球儀 一器

但全体眞鍮仕立

一、子午線儀

一基

但長表高一丈一尺 短表高五尺五寸 銅物小道具附

一、同 一基

但長表高七尺 短表高三尺五寸 銅物小道具附 取解キニ相成候様仕立置申候

一、測食定分儀 一器

但全体眞鍮仕立

一、星鏡 長七尺八寸 一

但臺附

一、同 長五尺 一

一、望遠鏡 長三尺 一

一、同 長二尺四寸 一

一、方位盤 徑一尺二寸 一

一、間棹 長二間 二

一、間繩 長五十間 二筋

右三品者量地ニ相用候器

野邊地に於ける
最上徳内文書

一、指南鍼

大小

四

一、コンバツ

大小

四

一、新製分度矩

一

右之通御座候以上

申二月十五日

高橋作左衛門

最上徳内書翰目次

- 一、清助に與ふる意見書
- 二、蠟製法御用の事並藥法の事（文化十三年）
- 三、論語考異の事につき書翰（文化十四年）
- 四、清吉死去につき弔辭（文化十四年）
- 五、論語出來の書翰（文政十一年）
- 六、田口託文
- 七、徳内改名須磨雄効之進襲名の書翰（天保四年）

附 録

- 一、最上ふて子書狀二通
- 二、田口託文の主田口武二郎松前御用途次についての書狀
- 三、御尋御答控

○清助に與ふる意見書

以手紙啓上仕り候然ば久々にて懸御目殊に緩々御馳走に相成得々御物語も承知仕誠に安心仕候
一、今日野邊地表より途中相考候へば——申咄候儀も相殘且又今夕安之亟へも面會種々物語も仕
候いかにも胸中相塞り熟睡も仕りがたく申咄し相殘候事共相認懸御目たく種々左に進呈仕候
一、天より徳を授かるべき法は天然の徳を破るべき法は即座に聞て即座に得べき事あり此説は逆
も毛唐人の經書等にて學得候義は不相成今引用せる處は蠻説を御聞に入申候是は他人へ申候儀は
勿論親兄弟へも申さぬ事に御座候先づ「七克」といふ書は蠻國の大學論語も申すべき書にて
湯若望なきいふ蠻人中華に入演舌したる書にて公儀にて禁書にて江戸にては聖堂の内之体屏倉に
納め土用干之節は林大學殿御自身干かへし書生の手にもかけず此書を所持之人は那蘇宗門之徒に
相成候長崎之書物目利所に三十二部禁書と唱ひ候内にも「天主實記」「七克」「畸人十篇」等は甚
だ秘事にて日本國中に不可有の書に候右の内に天より授かる徳を厚する教は笑ひ不申事を第一に
仕候阿蘭陀人魯齊亞人にも兄弟同様の朋友は格別其外一切笑ひ不申候も則右之天徳を厚する教あ
る故に相見候扱又天徳を保になぜ笑はぬか第一なれば笑ひは不敬の隨一なり故に徳を破る扱又な
ぜ不敬なれば人の心を淺見する故なり其証據は笠と間違ひて摺鉢をかぶれば皆人笑ふべし是則摺

鉢かぶる馬鹿者奴も其人の心をさみする故にむしやうに笑ひを發する也又高位の人の前に出れば只汗流れて笑は決して出ぬものなり是人々知れる處なり、然らば笑こいふものは人の心を淺見するものにて不敬なり、不敬なれば天徳を破なり扱又不敬は天徳を破る証據は子供を見るに泣出しそうに笑止の顔をして居れば菓子にてもやりたく存じ笑て遊居れば菓子をつかわす心一向なし是則笑は天徳を破る事疑なし、天徳は天より授かる徳なり、徳は衆人の憐をうくる事なり有徳の人とは天下の人の憐をうくる人といふ事なり、又一つの不敬は天徳を破るの証據は禪宗坊主は一向宗坊主を見るに禪宗は學文もある律派にて位階もよし一向宗は學文もなく妻子をもち位階はひくし然れ共衆人一向宗を尊崇する事は天下の勢にても叶はぬ程なり、先年京都大焼の後禁裏並公家眞言天台の普請は埒あかぬ中に西本願寺東本願寺のふしん全日本國中より山の如くに集り申候、且又禪宗學者或は五山の内の長老達が江戸に來り候ても參詣する人も御座なく候本願寺の江戸に來る時は參詣にて群集の中に人死有之程に御座候間此儀能く御考可被成候一向宗は朝夕の勤も御法談するにも只管に彌陀を頼み候て笑もせぬ故に衆人倚依する也、禪宗杯は説法にも笑ふやら聲色をつこうやら剩禪宗の授戒は釋迦が時の通に修行するにも時の法間にホホヲ珍重々々杯こいふ是則ホホヲこいふおかしき事にて則笑也、是故に衆人倚依をなさず如此笑ひは天徳を破る証據數百條もあれも推て知るべき事なれば茲に文略仕候

一、貴様儀年若にて大身上を引受御辛勞被成候はん拙者に於ても痛心熟睡致さず案候儀に付右之教訓は書記進上致候ものには御座なく書籍類、懸御目獨御悟被成候様可致筋に御座候へ共夫にては間に合ひ不申候に付無據今夜相認進上仕候得ば御勘辨の上思召に叶ひ候はゞ右之一事を御修行被成候儀可相成候、彌思召立被成候はゞ三年相立不申内に急局天徳を授候事御請合可申奉存候拙者も入牢被仰付候節天を敬し君を敬し一向笑はず罷在溜牢より歸牢を願其後歸牢被仰付拙者も牢内にて天稟之命を終候心得に御座候處不計して天録を保事授り申候右天徳を學候修行は夫婦兄弟之中は格別にて是は折節笑候儀宜敷其外親伯父縁者より主君類朋友に對候儀に御座候別して御指圖がましく候へ共御客に類し候分船頭或は人足外船或馬牛までに施候事に候

一、右は釋迦に心經をやらに候へ共夜前より今日申貴様御心底相察候處甚苦勞に奉存候に付右の次第申進候乍然御用不被下候迎も私に於ては相替儀無御座候若又御用不被下候はゞ誠に私も恐悅に奉存候、扱又異國には右体の教七ツ有之是を書記し候籍典を七克し申候其内唯一事不敬を致さぬ斗にて天徳を授候は疑しくも思召候はゞ左に申進候

一、蠻人肥前天草嶋に只一人罷在最初は日本語にて日本教化之爲に渡來致候旨等申上候夫より新井筑後守(白石先生也)江戸へ呼寄對話候所以の外博學多才の者にて生かし差置候ては不宜趣にて入牢申付食事不與に干し殺し申候其時右蠻人牢内にて容貌正しく日本を敬し假初にも不敬無之候様

笑は勿論無言にて三十日程相立候處老人を番につけ候此老人願出候處何卒右蠻人助命被仰付其代りこして私の命を斷被下度こ申立夫より此老人御吟味に相成何体の勸に逢候哉と相尋候へ共一切無言にて一事も承候儀も無之候へ共容貌正しく相愼罷在候毎日見候に付何もなく命を取替度程に相成候段申上候、右は委しく白石之採覽異言にも載たり是を以て御考校可被成候不敬致さず愼處より命さへつかわし度程に憐を垂候なり主君朋友に不敬を致さず修行被成候は、天徳授らすこいふ事決してなき事に奉存候況や金銀米錢をや右蠻人は三十日程に命を貰ひ候程の修行を致し候所此方にて累年愼候て聊の天徳をさづからん欲する叶はぬ事は有間じくこ拙者は存候貴公の思召は強て御勸も難成御座候へ共能々御考被下度候六ヶ敷儀無之漫に笑はぬ事こ心願に被成候へば大率は澤山に御座候今更格別に人の目に立候は、これ又如何も存候

一、右思召にも叶ひ萬一御用に相成候得ば私も大慶仕候夫れつては私より教訓を得候事は言語には猶更の儀顔色にも見せぬよふ被成此書狀は御熟覽の上燒捨可相成候

右様に進呈仕り候も餘り九度くしく候へ共、其等も身寄の内にも貴公を格別こ存候より事起り種々相認候間御免可被下候以上

十月七日

清助殿

徳内拜

猶此書付後に存候ては不宜候間早速火中可被成候

二白御親父等御家内其外こも宜敷御申合可被下候

追啓申上候、今曉目覺に相考候へば書付御物は口演程には行届不申ものに御座候へば夜前有増書取申候心得には御座候へ共又御申進度左に申上候

別紙書付候御勤方は儒にて申せは克己して仁こ、に至るにて其席にて勸候へば其席にて天より仁を垂る譬へば人より寶を得る此時多分おかしきものにて皆人笑ふなり、然るを笑はずに心に思ひ出し人の授るは即天の授る所也必不敬はならぬ事なりこおもひ追て思を返し天之憐を報せんこおもひて唯ありかたき事こいふて笑はず感涙いたして受くべき事なり、左様いたせば又々天より夫を倍して憐を下さる也、嬉しきま、に大いに笑ひ候へば天帝より憐を垂る、も澤山なりこて其後御見捨被成候是を儒書にては天之刑神といふ國語の中に見ゆ御考可被成候西洋の國にエンゲルスこいふものあり即儒者の所謂天帝より其エンゲルス十二神あり内八神は善事を導くなり内四神は悪事を導くなり此四神は人の貧になる事不徳になる事刑に逢ふ事を悦ぶ神なり、世上に善事をなしても其甲斐もなき事あり、是即心の悦を發し笑ひ候て四神のエンゲルスに見込まれたるものなり善につき惡敷につき愼て笑はずにあれば天より猶々憐天下の人々より寶を賜ふ也其證據入御覽候

一、去年魯西亞の國王より日本へ呈書並幣を厚くして使來る遠山金四郎殿行候て上よりの申渡しを告る魯西亞之使謹て承り一言もいはずに敬して歸る此噂を聞くもの江戸は申に及ばず京大阪長崎のものまでも扱々公儀之被成がた餘りむごい事にて唯々魯西亞人ニ殘念に思んと憐を申さぬはなし、是則惡敷につけても唯慎て笑ひもせず歸る故にエンゲルスの憐を蒙り日本中の人ニ可愛からる、行ひなり是等の御咄は親兄弟にも必ず他言無用

右修行も被成候思召に御座候は、幸を得給ふも掌を反すが如く明秋歸府の頃悅敷御様子に見受申度奉祈候以上

清助殿

徳内

密事申上候間夜分なりとも御開封御覽可被下候

右封紙あてなのわきにあり

○蠟製法並藥法の事

南部野邊地表

從江戸

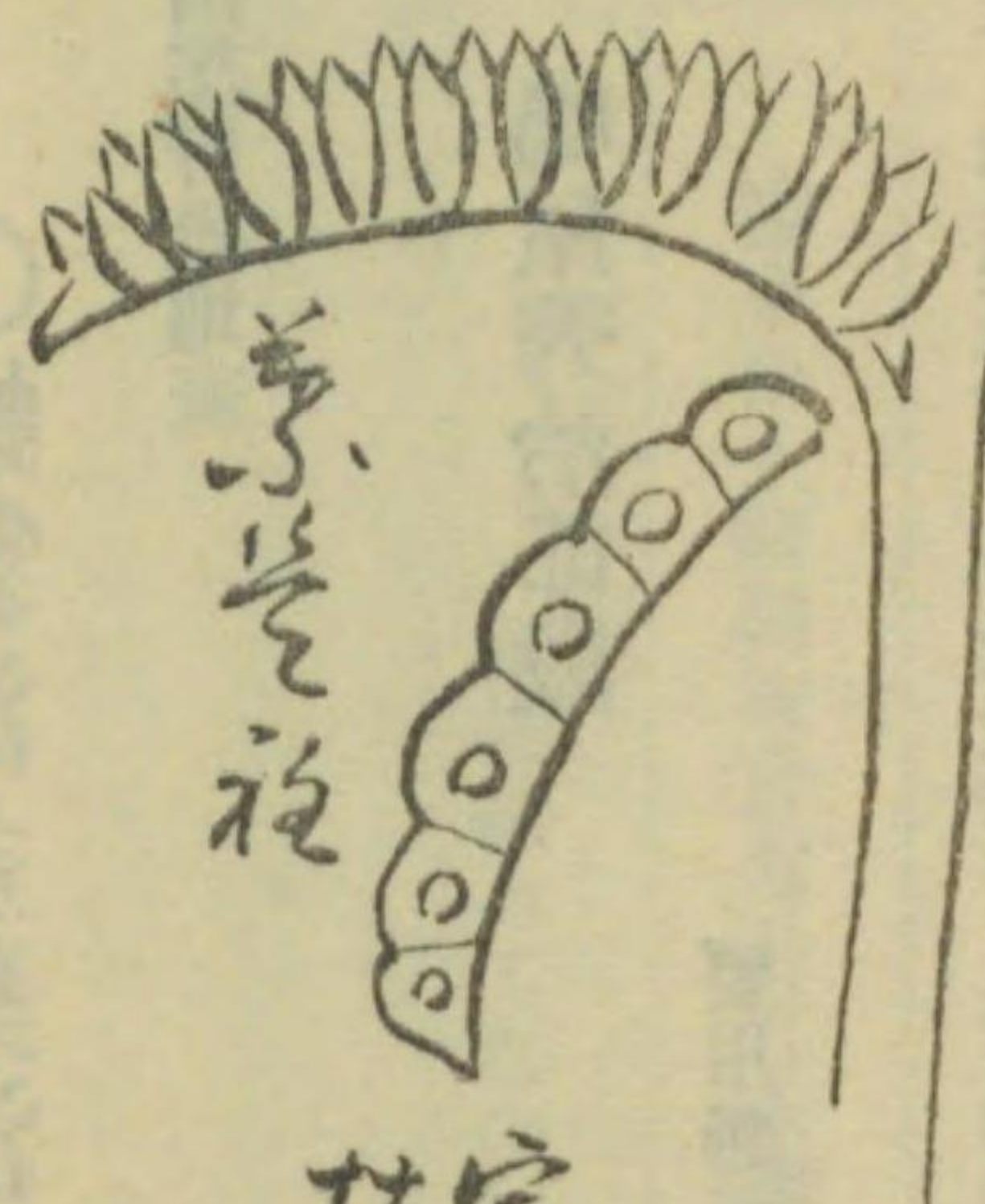
最上徳内

嶋屋秀治郎殿

要用無事

度々御紙面殊に森覺藏歸府之節委細御申越被成候趣逐一承知仕候先以御隠居始御一統共御安全珍重奉存候、當方皆々家族相替儀無御座候御安意可被成候、然ば近來御不快之趣御紙面の趣にては決して難治ニ申筋には無御座候得共遠方の事故書面而已にて主方も難申^{ツカサレ}逐甚心痛に申暮候儀に御座候乍然いづれ撰方第一の儀に御座候間小便通藥は御用心被成候方可然奉存候ヲクリカンカリ一味糊丸麻子大二三粒又は四六粒御用可下成候是は大人小便通し候而已ならず小兒二三才より十才位迄大便の色萌黄色に相成候節二三才ならば二三粒相用候得ば翌朝大便之色元の如く小便十分に通じ決して疳ニ申儀無御座候却て大人小兒共酸肺液を生じ候得ば大人は胸燒ニ申酸涎酸噫氣出て申候、小兒は大便萌黄に相成候、ヲクリカンキリは右酸肺液を治し候故宜處若又小便茶色に少

し腫氣の心持有之か又は脉伏し、肺伏し候は水腫の氣有之候故ある脉顯はれず 腫氣に襲は候れ様子に御座候はゞ先づ癩熱を解し候方宜敷黄連解毒湯が竹節即黄連小黃芬梔子黃蘗各中竹節人參小此湯味若こまり候はゞ粳米澤山に入煎用候得共自ら小便通じ顔色も血色出で候様に相成候若又伏熱様子無御座小便清舌上苔並喝等も無之却て口中うるはしく水を食り候心持の小便閉に御座候はゞ五苓放水を食り候筋にも無御座候はば猪芬湯に加茅根又は合歡草合歡草は漢名不相知本草にも無之葉と實もねむの木に通に御座候も草ねむ共申候 濕地田の疇等に澤山に御座候高さ一尺餘に相成莖はすべらかにて青く葉も莖も皆用



美草

實は是程から秋ハ色長

若又膀胱熱の小便茶色の類なり終に筋にも無之却て胃府虚冷食化し兼大便やはらか小便濁り候不食傷寒論に 申筋に御座候はゞ吳朱更湯有之候 か阿膠或は玉子砂糖等分日々食療いたし候か若又腰以下斗腫氣様子にて小便少く御座候はゞ白頭翁湯が阿膠甘草にて可然候右の内御考御手療被成候様奉存候御書面斗にては病症皖取極がたく色々相認差つかわし申候
一、私儀申年以來蠟製法御用にて猶又來三日出立の積にて甚取込候故荒々申置候右御用武州、相州、甲州、駿州、上州野州廻村いたし候に付明年五月頃までは歸府不仕候此節平松八十吉同居仕候に付家内賑々敷おもし方よりも一封申つかわし候積り其外おさよ此節懷人何卒今一應御隠居其外にも懸御目度兼々存込候得共二百里相隔候事故自由には難相成殘念御座候
右之趣候御意取込早々申つかわし候御隠居には別段不申上文略仕候宜敷頼入野村氏に壹封是又宜敷御申傳可被下候以上

閏八月二十七日

最上徳内

子員之印

安田秀次郎殿

猶以御家族一統宜敷頼入候折角秋冷御加養第一御自愛可被下成候

○論語異考の事

南部野邊地表

秀次郎殿

從武州多摩郡八王子

徳内

別紙得御意候御出生お俊儀目出度御序野村へも宜敷御申合被下度候おても立花へ嫁り勇司十
七歳是以目出度御安堵の由御同慶奉存候且又宿老役御勤被成候段誠面目無此上御大切御勤被成候
様ニ奉祈候御面會仕御様子も相尋度候參し申くらし候事に御座候遠路には御座候へ共松前通行も
御座候故折節御申越被成候様存候此方より委細可申遣候
一、縁類の惣容名面の儀御申越に付左の通

高津八之丞

病死養子歟五郎鉄之助之兄今は縁も薄き方に候得共おふみの娘おきよ歟五郎の娘にて荒井平兵
衛方へ養女につかわし同人より田中新五衛門へ嫁いたし候に付本縁は有之候荒井平兵衛妻は八
之丞の姉八之丞夫婦倅一人名は信平

是は親類松平左源太

松平六右衛門何れも四百五十石旗本にて一体は松平

本家に候へ共當時小高に御座候故松本と平松と名乗

り罷在候松平家十八の内に御座候

平松 八十吉
妻 おもし
娘 おのぶ
荒井 平兵衛

是はおきよを養女につかわし其上右妻は病死養子歟

五郎姉夫婦倅一人次男は木原半兵衛へ養子に候

是は平與力にて當時天文所書物出役

田中 新五左衛門

妻 おきよ

娘 一人

母 一人

山城 充之進

妻 おふみ

娘 おつね

娘 おみつ

是は田安様近習番に御座候所此節不埒にておふみ離
縁つかわし申候に付當分おふみ私方へ罷在候他人同
様の姿に御座候

一、論語著作一見被下成候段甚以悦敷事に御座候
都合二十三卷しかも大冊に御座候

採用の書

梁皇侃義疏 已刊行 足利學校 二本
宋朱熹集注

明林希之存疑

明張振淵說流

唐韓愈筆解

明郝景山詳解

西阿合集五百七十卷の内註家二百人程姓名

清毛奇齡稽求

考異之書

卷子本 菅丞相震筆隋唐五代の論語

正平本 清人之所貴界浦道祐著

宣賢本 天文年中宣賢著

慶長本 建武本 大永本 永祿本之類

皆唐代之舶來仁齋徂徠大宰等不知もの

考徴の書

明王夔四書徴 明懼伯敬翼考

清閻若瓊釋地 清永慎修典林

明辟方山人伯奇偏

都合二十卷論語一卷、孔子年表一卷助辭解

一卷 漢魏以來

考異之事はたとへば

學而時習之不亦悦乎

悦字卷子本 正平本 永祿本 皇侃義疏 慶長本 皆同 但宣賢本國訓本邢昺註疏朱熹集註は

弟 母 男 娘

一 一 荒 お
人 人 次 う
郎 ら

悦作説是必誤寫也 隨唐以前ハ作悦也集評ニ説喜意也ト註スルハ誠に古本を不知ノ弊也

右考異の事は

論語集解攷異 四卷 代金二朱位

寛政三年 吉漢宦著

是は日本の古本六通

唐石經舊鈔本 皇疏唐陸德明釋文 明監本邢最曷義朱熹集註 不殘考校シテ出ス

助辭解の事は

周之辭ミ漢之辭ミ差あり、唐宋に降りては勿論の事也、我邦にても源氏物語の時日本紀は註解なければ難得而解也、今に至ては源氏さへ註解なければ分りがたし、然而唐宋の人助辭の事更に解せず後世茲に因て困す也、故此度助辭解附字訓に正訓ミ轉訓あるこゝ合て一卷に相成申候其譯は

也字 有轉將 有通則 有通又 有通今 有通然 有通而 有通者 有通乎 有通邪 呼辭字 如

外に者也 也者 也與 也夫 也哉 也與哉 也已矣

乎字

矣字

焉字

與字

夫字

哉字

右同斷

○轉將 其行已也恭 乃其行已將恭也 之類也

其上也敬 乃其上也將敬也

○通則 耕也餒在其中 乃耕則餒在其中也

學也祿在其中 乃學則祿其中也 之類

○通又 勿欺也而犯之 乃勿欺又抑犯之也

斯人也而有斯病 乃斯人又抑有斯病也

也吾亦欲無加諸人乃又吾亦欲此諸人也

此之類

○通兮 翁如也 乃翁如兮也

純如也 乃純如兮也

無適也無莫也 乃其適兮無莫兮也

○通然 必也射乎 乃必然射乎也

必也臨事而懼 乃必然臨時而懼也

○通而 非敢後也馬不進也 乃非敢後而馬不進也

與其進也不與其退也 乃與其進而不與其退也

○通者 其爲人也 乃其爲人者也 鄉也 乃鄉者也 今也則亡 乃今者則亡也 今也 乃今者也

○通乎 何器也 乃何器乎也

何以謂之文也 乃何以謂之文乎也

○通邪 見不賢而內自省也 乃見賢何內自省邪也

井有仁焉其從之也 乃井有仁何其從之邪也

○呼辭 丘也 鯉也 由也 之類

也者 也與 也夫 也哉 也與哉

也已矣 右二十八篇中之文を寄付て解なす

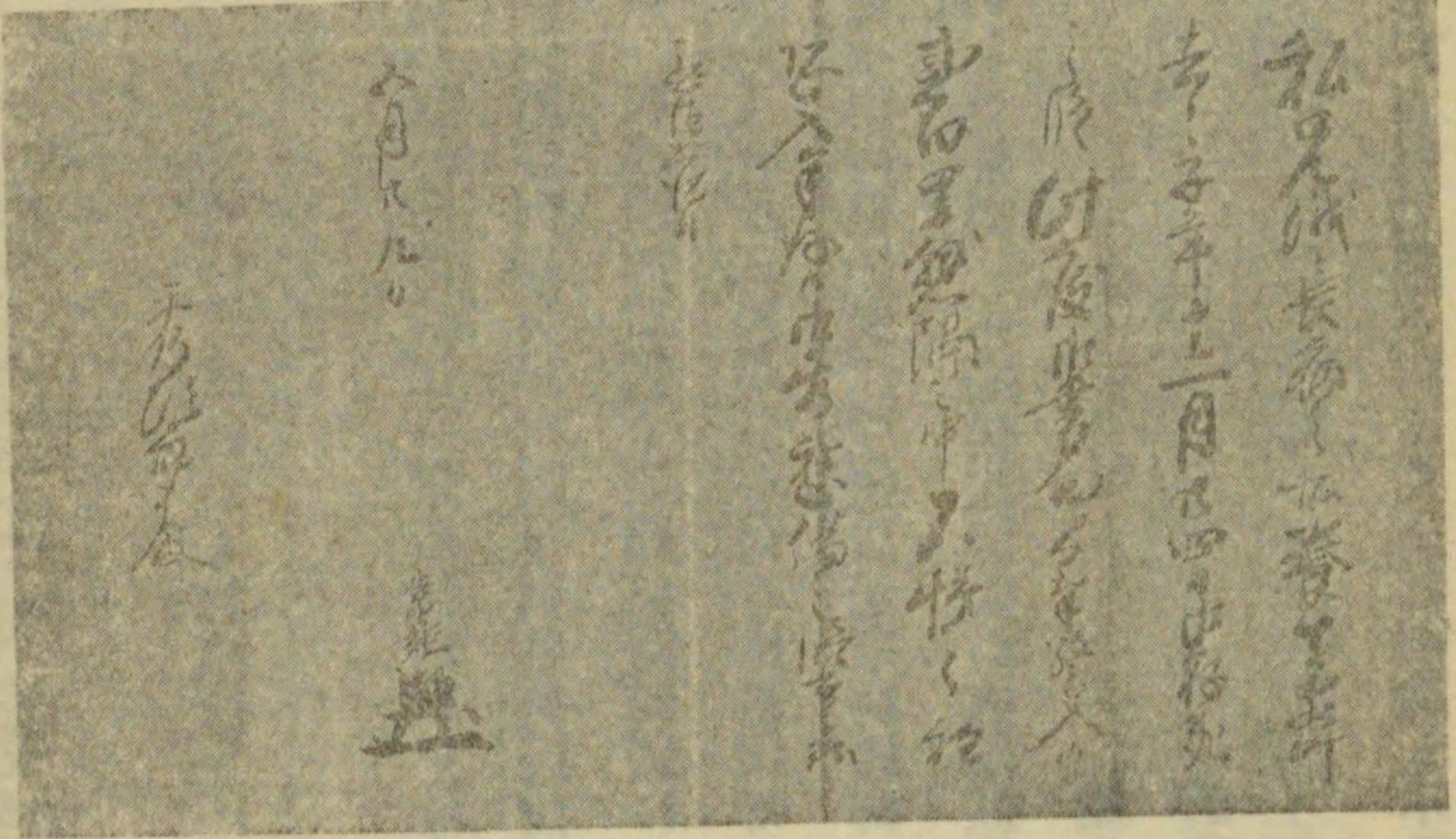
正訓轉訓之譯は

薄責於人則遠怨矣衛靈公篇 第十五章

責者求也モトム也モトム故从貝古者貝は錢也責モトムル从糸从禾成字皆求之義也 績イトモトム也 積クイモノノモトム也 蹟アシモトム也 然所正訓を不用而轉訓を用ゆ故文義を害する也 借金を責るは是セムル也 誅責センミ連屬訓するものは轉訓也

動容貌斯遠暴慢五章動之不以禮未善也衛靈 卅四章 動正訓嚴也轉訓搖也 容貌嚴ニスルナラバ

(此事字典類未載)暴慢をさけるべし容貌揺トテモ暴慢を遠へからず
容貌揺云何譯かわからず、二千歳註家揺すここ、なす、右の類七十ヶ條程附録に載せ皆先輩説
ざる事こも也。



私兄儀長病之所養生不相叶去ル子年十二
月廿四日御病死之段此度御書面にて奉驚
入候貳百里懸隔之中不悌之程恐入奉存候
御愁傷之段可申上様無御座候
五月廿九日
常矩花押
秀次郎殿

清吉死につき弔辭
文化十三年九月

○最上徳内來翰(論語)

又曰おもし娘おしけ手跡懸御目候

昨廿八日清四郎儀江戸歸着仕候所早速出立歸國いたし候積に付得御意候

先以御總容御揃連年御賑々敷御繁榮之趣等も清四郎口演にて具に承家内中相悅誠に安心目出度奉存候 扱亦清四郎儀も遠路無滞歸路に相成殊に旅疲も無之相見候數旬季合も上方船入津の時節に至り候て在所表差急候心得等深勘辨等も有之候段 尤もの筋にて敢て江戸表見物逗留之

儀相進不申御存の通江戸住居元來窮屈御馳走いたし様無之甚龜末の至に御座候倅娘等より宜敷申つかわし吳候様、申聞候江戸表の儀は私七十五才

隨分丈夫多用に罷在候倅效之進儀も實に精勤相替無之御屋敷向の評判もよろしく候

其外おもし儀も相替無之おしけ當十三才此節素讀書經詩經等仕舞禮記も押付仕舞に相成候只惜哉養子文吉儀兎角不和にて未だ引取も不仕候、扱又倅效之進子供當年三年名は宗三郎發才の生れ付に相見相樂罷在候末子おかく儀は去夏賀養子を貰ひ名は欽次郎是は效之進子供も幼年の儀に付

ひかへいたし置き往々は別家相立候様にも可仕候當年十九才にて松前に罷越候早川八郎次男に御座候

一、論語著作二十四卷彙訓と號し京都三條殿へ追て入御覽有之候所當正月右御序被下置此節彫刻申付有之候に付出來次第差遣候様可仕右に付序の次は參閣諸先生修校諸先生都合四十人斗も書載仕候積に御座候

參閣諸先生

寺嶋俊平先生 九條殿祭主

村上應介先生 三條殿侍講

尾州紀州水戸儒

其外京大阪西國北國長崎等に御座候

修校諸先生

當時諸國之學友其外門人此内安田子行も書入候心得に御座候

一、孝經を穿鑿仕候所四十品餘も相集候内に古孝經鈔本至つて筆畫等も久敷弘法佐利時分の古字四百餘有之繼体天皇の時始て經書渡來の時の舊物に可有之評判にて西晋太康五年に候得ば古文孝經等梁文德殿にて周師に焚れ候以前の物に御座候其外品々●合名號孝經白天章一、是も去春三條

前内臣殿へも差上候猶又此度水戸様侍講へも差上候積之所未だ複本出来兼是は當秋頃迄に寫し差進候様可仕候

右の外申進度儀も許多御座候へ共差迫候故文略清四郎へ口演相頼候何事も萬歳目出度後便相樂罷在候儀に付便宜の節御紙表面相傳候家族一統より宜敷申聞候 以上

正月廿九日

徳内

秀次郎殿

猶御惣容へ宜敷御申合被下度候

○田口托文

此度田口氏松前出立に付致啓上候然ば御地御家族方愈々御安泰被成御座珍重の御儀奉存候當方皆々相替儀無之罷在候間乍憚御休意被成様奉存候扱又右田口氏罷越候に付萬五郎を相頼差遣候間其御地に罷在候様候に付差つかわし候儀に御座候

私儀御用在出の間家内にては彼是世話仕候趣に御座候得共存分には行届不申去秋以來は私の供に召つれ罷越し候得共久敷江戸表に罷在候はゞ身の爲にも相成申まじく相見候に付差遣候義に御座候且又右同人儀出府の節御家内の御様子先入津等も相應に有之御取續方も相應には御座候趣承知仕一入安心は仕候得共大勢之事故萬事御辛勞も可有之候儀に朝夕御噂を申暮候儀に御座候當方之義は至て質素に相暮候へ共引續御用向承仰益世上手廣にてその上子供皆々無病生長且おもし儀も女子出産おきよ儀も女子出産孫彦迄も繁榮無此上相樂罷在候且又十二三年以來は論語著述に取かゝり此節大凡は出来仕候間校考相濟候上は寫本にても懸御目候様可仕候將亦又吉伴江戸表へ爲御登被成度趣兼て承知の所随分實体に御仕入被成候間差遣候はゞ江戸表にて私より片付候様可仕候間其思召に御取斗可被成候余は萬五郎より巨細の様子御尋可被下度候折節御用取込早々申殘候猶期重使可得御意候以上

二月廿四日

最上徳内

之子
印

八四

安田秀次郎殿

○用口并文

○徳内改名須磨雄
に付來翰

效之進襲名

當歳八十歳に付代筆を以て申進候昨年は米穀高値に付御心配被成候義に遠察致し候然ば私懇意の衆中其御地へ御出被成候に付定て御止宿に可相成候体に寄はゞ暫休足被成候哉も難斗何氣に不然御世話被成候様仕度候猶又委細之様子御報待入候間右御仁へ書狀御差出可被成候外に宅狀一通相添差進申候

右之段申進度如此御座候 以上

十一月十三日

最上須麻雄

嶋屋清四郎殿

南部野部地

從江戸

嶋屋清四郎様

平安

封紙

八五

一筆致啓上候 御惣容様御安泰之儀に付珍重奉存候 當方一同無事罷在候間御安意被下度候
一、去秋以來米穀至つて高値にて江戸表も甚騒々敷公儀より度々江戸中御救此度御拂米等被仰付
夏中は百俵に付百十五兩位町賣百文に付三合五夕位此節にて五拾六七兩町賣七合貳夕位に相成
候 右に付仙臺南部津輕秋田等も殊の外難義の趣江戸一般風説有之甚心痛一向便宜も無之家族
同案し罷在候御様子承度罷在候

一、家族共左の通

去冬病死

おふみ

同居罷在候

娘 おもこ當年十八才

效之進事徳内 不相替出精相勤候

惣領 宗三郎 八才

次男 晴三郎 五才

おきみ 六才

おかく

子供當時無之

夫 太田龜吉

要人相勤罷在候

改名 最上須麻雄

八十歳

妻 兎才

六十五才

俸當時淺草新堀抹香橋組屋敷

地内住居改名

最上徳内

○最上徳内妻ふてより來書

其後は久々御たよりもなふうち過ぎしまゐらせ候先にはまた残暑つよく御座候所其御地にて皆々様かたお揃被成御障もなふ御機嫌克御暮被成候御事いか斗く御目出度御嬉しく存じまゐらせ候乍去久々たよりもなふいか御暮被成候事と夕御尊申くらし御安事申暮しまゐらせ候御事に御座候へ共誠に遠路故よき御たよりもなふ御無沙汰にのみ打すぎ事に去年より世の中も殊の外さわがしく其御地なごは一しほ御むづかしき由風説いたしいか斗りか御安事御くらしまゐらせ候思ふより御左右承り度存居候所遠路故心にまかせ兼をり申候其御地御左右くわ敷御きかせ下る様に御頼申まゐらせ候 こなたにても徳内初倅效之進娘共も替りなふ暮居候乍憚御心易く候思し被下度候 扱てまた先年清四郎殿御出の節は南國龜澤丁に住宅致し居り候所此節又々轉宅致し候つもり御座候へ共いまだ住所定り兼居り候まゝもし御手紙御さし出被下候は南國横山町三丁目にて書林いづみ屋金右衛門方まで御差出被下候やうに存まゐらせ候其内住宅定り候へば又々御しらせ申置まゐらせ候 くわしく申上度存候へ共中々筆紙につくしがたくあらしく申残しまゐらせ候誠に御遠くの所ながら又々御出も御座候はゆるく御めにかり度存暮しまゐらせ候御事に御座候其皆々様初め御親類中へもよろしく御傳言御頼申まゐらせ候

こなた效之進娘共よりも別段に御文も上不申候へ共私よりよろしく申上度くれしく申聞まゐらせ候何もく萬々目出度かしこ

別段申上候扱ておふみ事久々病氣に御座候處養生不叶去年十二月廿四日死去致しまゐらせ候乍序御しらせ申置候 かしこ

追て 節角く時から御いさる被成候やう御念じあけまゐらせ候其御地はいかに御座候や當年は殊の外暑氣つよく六十年このかたのあつさの由申まゐらせ候右故か當年は近年になふ豊年の由に申上候去年秋中より町々もことの外さわがしく相成當春までに江戸町々不殘へ公より三度ほご御すくひ出しまゐらせ候其御地にては當年作物等はいかゝのようすに御座候や扱々御安事申くらしまゐらせ候ごうぞく御ちかく御左右御きかせ被下度候何もく御ちかく申残しまゐらせ候 めでたくかしこ

鳴屋

秀次郎殿

清四郎様

ふ

て

よ

此度よき御たよりに御座候につき御左右承度文して申まゐらせ候　まづ段々御さむさに向かへ
まゐらせ候得共其御地みなく様御揃被成御障もなふ御機嫌克く御暮被成候御事いか斗く御目
出度御嬉しく存じ上まゐらせ候　なほくは敷承度存上まゐらせ候こなたにても安心一同そく才に
暮居候まゝ御心易思召可被下候　當夏も御左右承度文認置まゐらせ候へ共よき御たよりのなふ
ち過まゐらせ候處此度よき御たよりにまかせ一寸御左右承りまゐらせ候そなたよりも御たよりの
御座候はゞ御左右御きかせ被下やう御たのみ申まゐらせ候　其皆々様方へよろしく御傳言おたの
み申上候

めでたくかしく

追て御節角時から御いさる被成候やうおねんじ上まゐらせ候こなた皆々よりも宜しく申上度く
れく申聞まゐらせ候くわしく申上度まゐらせ候へ共いそきあらく申残まゐらせ候

何もくめで度かしこ

○田口武二郎書狀

以剪紙致啓上候追々寒冷相催候御全家様御揃御清榮可被成御暮目出度存候東都御縁家にても
皆々様お揃御健勝之由にて御安意可被成候則別紙一封到來いたし候間差上申候
右御返事の儀者此程當地御用達片生林右工門と申もの出府其筋通行いたし候間そのものへ御頼
可成候若右間違候はゞ矢張松前會所宛にて陸通り御用狀序三既迄御繼送り可成候從當地江戸表に
行立候様可仕候右可得御意如此御座候　以上

十月廿五日

田口武二郎

鳴屋

秀次郎様

追て御家内様へも可然御傳言の程願上候只今御用狀封送り亂筆　早々頓首

(袖書下に)　尚々江戸表は留守宅より向田口久次郎宛にて可遣候早速最上より相届候様申置候も

○御尋御答控

其方儀、野邊地住居は何年以前より住居致し居り候哉青島俊藏召使俊治と申者其方の妹聲にて野邊地住居致居候由、右次第共に具に可申上候

私祖父又之丞ミ申者四國阿波路島より御當國田名部御支配所、釜屋ミ申所へ參住居仕其後野邊地濱町に住居仕、水主渡世等仕、右子私父清四郎ミ申者、野邊地金澤町清五郎ミ申者子供無之罷貫參候處、其後清五郎子供出生仕候に付、自分借宅仕相働清四郎氏より酒問屋渡世仕候、祖父又之丞儀享保年中七月十一日老病にて相果て申候、清四郎代より私迄三十五六年可成渡世仕候、俊治儀右又之丞弟德兵衛ミ申者之子供の由、是は庄内酒田へ罷下り住居仕、其後最上館村朔日町へ住居仕候由、伯父又吉咄傳承、罷有候然處、右俊治松前より渡海仕、相尋吳候得共、暇ミ存不申事故、其の趣申問候處、金澤町新七ミ申者人主請人に罷成、借宅仕居段々相尋候處、相違も無之事故、私妹聲に仕、清五郎跡八之助ミ申者も病死仕り候間右跡へ差遣申度奉レ存私妹聲に仕候、三ヶ年住居仕候て、五ヶ年以前江戸へ罷登申當時最上徳内様ミ申居候。

其の方儀、多年心願の筋有之に付き江戸表へ直々罷登願書差上候内存有之様相聞得候、尤願書は何方へ差出し候所存に候哉、此度相尋の義は證跡有之付、御尋被成候間、明日に可申上候

私多年心願仕り候義は、去る亥の年、其後卯の年兩度凶年に、御百姓並御町末々難儀仕候義は貯無之第一損亡の御田畑も多く罷成候義は、蒔物、下も下も不用心の様に乍恐奉レ存候。右損亡の御田畑へ蕪油蒔申候は、餘情にも罷成可申、外蒔物ミ違、草等取除け申にも不及、風雨の難も夏中取入候者故、心能く仕附可申、其上凶年にも罷成候節は、根葉朝夕糧にも罷成可申候、又日雇稼仕候者にも、補にも、罷成可申、何卒自分を以て少々も見習蒔方、餘慶にも罷成可申やミ奉レ存去る巳年損亡畑右主より借り申候て蒔見申候、右の次第何卒爲手馴申度奉レ存候得共、私存念には届き兼乍恐御上様御差支も不被爲遊御事にも御座候は、願上申度、存附相認於野邊地御代官様へ御内々にて奉差上候御内御伺仕御差支等御座候得ば、全以願上候義には無御座候、御差支無御座御内意も御座候は、江戸表へ態々罷登最上徳内様へ願上、其上去年松前へ御通行被遊候、石川將監様へ御宿も仕、御目見も仕候間、右御方様にも差上申度内存に罷仕候（附記）

多年心願の筋は、亥年卯年兩度の凶作に付き、南部御領、津輕領の荒地に相成候場所に蕪蒔候て刈取候跡へ大根、麥等仕付候得ば、兩度の作にて御百姓共助にも相成蕪は江戸表明し油の餘情にも相成尤も御國益にも相成候趣、願書に相見得候、此所可申上候

御國並に八戸御領、津輕領共に荒地に蕪蒔候得ば、御百姓餘情にも罷成候譯は外蒔物ミ違ひ春牛馬も食不申、夏中刈取事故二た作蒔候間、至て御百姓利方に相成候蒔物に御座候、御國益ミ申は

右荒地へ仕付利方宜敷物故、段々石高も相出可申奉存候、殊に近年江戸大阪共に油高直に御座候間、出高相定候はゞ、直段高下も無御座格別餘情にも罷成可申奉存候、右蕪不殘野邊地積出にも罷成候得ば、私始め問屋共總商人日雇稼末々に至る迄、餘情にも罷成道中筋、諸駄賃も有之野邊地御港賑にも可相成様に乍恐奉存候、凶年後私心願罷在候に付、此度願書も存附相認申候、御領内荒地の場所有無の義、如何致候て相心得居候哉

御田畑荒地の義は、御高存不申候得共、卯年迄船手賣買物相應に御座候所辰年より不景氣に罷成、大豆等存の外不足、外米粟諸事作物不相應高直に御座候、左候得ば荒地不少、諸事出不足に相考申候、野邊地近邊田名部五戸、七戸、八戸邊は度々往來仕候間、咄傳承居候に付申上候高一石に付き、豊年には拾石餘も出可申哉と認候處有之候、甚不都合成る事に候、田畑の義は上中下に依て割合有之事如何様の考にて右の通相認候哉

御高一石に豊年に御座候得ば、雜石十石餘も相出候趣相考申候義は、野邊地近邊畑壹人役は大體四升より五升六七升斗代に御座候、左候得ば御高一石に畑十五人役位平均相當可申奉存候、右一人役より中考六七斗位宛取納候、野廣にて田畑廣く御百姓共、作徳餘慶にて心能く渡世仕候由御他國へも相聞得申候はゞ宜敷物にも可有之と乍恐奉存書出申候、右等の義も御差障りの義被爲有候ては恐入奉存候間、前に申上候通於野邊地願書御内見に入申候

木綿織り出し中勘の義 女一人に一ヶ年三反積りの由、御領内女數五萬人と相認候、何を以て員數を計候哉

右の義は野邊地にて御代官様御内々御話には、御國益にも相成り候義存附御座候やと、お尋被遊候間、外工風も無之御領分中女共へしの卷綿御割渡十四五よりの女供へ、白木綿三反宛爲織出右をお國にて爲染出相用候はゞ、末々に至り縞並に上木綿も出來可申候、外御國と違ひ大體御國出物にて相濟み申事、猶末々に至候はゞ木綿の分は上方より下し不申共宜敷可有之趣申上候、女員數の義は野邊地御支配所の割合に仕候得ば凡十萬人も可有之奉存候、右の内深在並に病人又日雇等稼の者相除き申候、中考に御座候、此義は差懸り御話の砌申上候事故御名前も相記不申様存居候野邊地於御假屋去月中頃かミ存居候宿老、老名御下役様方御揃の上御召出被仰付候には、野邊地御百姓救に相成候義、御國益筋存附申上候様被仰付相認差上候、尤銘々封印にて差上候様被仰付候得共御差支等の義御座候ては恐入奉存候間、其趣申上御内見後御下被成下封印差上候様仰付被下置度旨申上差上置申候

木綿染方代料書附の趣にては、不都合なる積方に相見へ候、如何様の考にて差積候哉

一 淺 ぎ 一反 八十文

一 もへぎ 百三十文

一千 草

百三十文

九六

一花 染

二百五十文

右染賃の義は、大阪へ注文仕入振合を以て差積り申候、尤少分染出は違ひ申す事に候得共、當時手馴申さざる内は諸事高直に相當り可申大阪染出賃よりは大体二割形高直に差積申候願書に相見得こは御威光無之候ては不及義認め候心底、如何様の義に候哉

右の義は中に私自分心懸候こも、相出不申事、御上様より不被仰付候ては、御百姓勝手に相成り候こも、蒔高餘慶に相成申間敷奉存右所威光に相認申候

願書に嚴重に被仰付候様仕度に相認候義は如何様の意味に候哉

此義は前々奉申上候通り諸事御上様より不被仰候ては、手馴不申内は軽く相心得手に届き候程も蒔申間敷心得嚴重に相認申候

蕪油並に木綿織出方中勘兩條共に徳内へ差遣候哉

前々申上候通御内御伺申上御差支不被爲遊趣御内意にても無之候ては、罷り登可申所存無御座候間、一圓左様の義不申遣候、且又木綿織出の義は御國にて御仕入不被爲遊候得ば、御國益に相成り候義と奉存候間、願書にも相認申候

御國益を重に存付候はゞ、御國にて申上候ても御取上被成、御吟味の上宜敷筋にも候得ば、可被

仰付義を手越に言上致候心得可申上候

全手越言上可仕所存には無御座候、御伺の上罷登可申奉存彌々宜敷罷登候節に至候はゞ江戸御屋敷詰め被遊候、御本家御役人様に御添狀被下置度旨、御代官軍左衛門様へ申上候、然所御宿本へ被仰遣候間、左様相心得候様被仰下候、右の次第に御座候間、假言御内意にて罷登候共、江戸御屋敷へ御取合不仕可申上様無御座候一体於御國奉願上度存心に御座候得共、何の道御内見に入御内意次第可仕存心にて、奉差上候、全以手越に言上可仕所存、毛頭無御座候

願書宛所御役人中様に認候、何れの御役人の義に候哉

此義前にも奉申上候通、御伺の上御國首尾宜敷罷登候はゞ、差詰め徳内様へ御願其上前に申上候、石川將監様へ申上度心掛罷在候

御支配等毛頭望候所存無御座候得共數年存附候義、言上不仕候も數敷に付御内々乍伺態々出府仕候旨相認候得共、實は相望候心掛けと被察候、此所可申上候

此義支配人相望不申候得共、前にも奉申上候通、私に不限野邊地近邊末々迄も補に相成候事、殊に私義も問屋渡世も仕居罷在候間、右の御支配不仕候共、自然と賑可申存附申上候共支配人等不被仰付事と私限奉存候間御尋の通願書へ相認申候、尤御支配願書へ相認候義は、商体支配人心得を以相認申候

本田大學様へ兼て御懇意に被成下候、尤此度罷出候様、御内意有之候に付き、罷登候得ば、右御屋敷に罷在候この義如何様の趣意にて罷出候や、心控可有之候間可申上候

本田大學様ご御尋に御座候、右は俊治御世話被下候御師匠にて、本田三郎右衛門様ご申て江戸音羽町に御住居の候由、兼て私義も御文通等仕候て、御心易被成下候間、江戸へも罷出候は、罷上り可申心得に罷在候、御參會等仕候事無御座候

要人殿へ三年も奉公致候は、段々存慮の程申上度申義は、如何様の存念に有之候や

右の義は前にも奉申上候故、御國益の義奉申上候、殊に此度御尋の蕪油の次第、諸事御伺御運益に相成様仕度、於野邊地書上仕候にも御分り無之事は口達可奉申上旨申上候、野邊地水の手不足御田畑開立も相成不申殊に出火の節防方も無之兩度の出火に私共類焼難義仕候、依之用水にも可相成當時專美濃、尾張にて相用候突き通し井仕度、去る年右細工人四人差下し、道具代共不少仕込仕候得共土地不宜、出水不仕候、又々爲堀見申度候得共、迎も不如意に罷成取付兼申候、依て東御山より入水仕度、色々仕候得共、水不足、木茂り不申末々水持難計奉存候、依て清水目川入水仕度趣、御代官様へ御内御咄仕候、不限此義野邊地にて書上候次第御尋も御座候は、奉申上、末々御國益に相成候義仕度申上候、要人様へ御奉公仕度ご申上候義は、諸事御役人衆までも御伺御金等御才覺の筋へも可申問、知合も御座候間申上候、乍恐前段々お尋の御箇條共に可申上心得に

て申上候、私子供も餘慶御座候間、三年も御奉公仕居前條の次第申上度、御代官様へ御内話申上候外存慮ご申所可申上様無御座候

九月廿四日付にて、徳内よりの印形書面御家内の義は御差置、早々御出府被下候様仕度、餘は先便委細申上候間文略仕候ご申所有之候、然ば右徳内より遣候書面も所持罷在筈、如何様之儀委細申遣候哉可申上候

徳内様より九月二十四日出御狀外參不申候私よりは其後返事旁々三度書狀遣候、御國の義は何も不申遣候、九月廿四日御狀より先きに相出候御狀は相違不申候、町方頼狀故相尋可申様無御座候、尤猶々書の所計於野邊地御代官様へ御内々にて差上候、本文は私内に差置候筈私持參は不仕候、何ごて徳内様へ申上候哉ご御尋被遊候、何義にても御國用の義は不申遣候、御同人様へ遣候私よりの書狀御取上御吟味被遊候得ば、相分可申乍恐奉存候

右。二。四。日。付。書。面。に。は。別。紙。啓。上。ご。有。之。候。間。本。紙。に。は。如。何。様。の。義。申。遣。候。哉、且又所持可有之候此處可申上候

前々申上候通に御座候得ば、御聞濟被下置度御座候

此。度。召。連。れ。罷。出。候。手。代。小。治。へ。其。方。心。願。の。筋、並に直に江戸表へ罷登候心底の義爲申知置候哉

野邊地表にて手廻共、召仕共へも申候には七戸御支配泊村忠治ご申す者へ取替金懸け合、七戸

にて當九月より願書相出候得共、御片付無之此度右願に罷出候依之中々年内罷歸り可申共不存候
間召連不申候、召仕小治儀は市戸まで蠟燭調に參度由申に付、召連申候然所右手合仕候忠吉ミ申
者居合不申、直に罷歸可申由申候得共、森岡近く御座候間森岡まで召連可申由爲申聞召連申候、
内にて咄合には様子に寄森岡より直に江戸表迄も罷登可申義も可有之ミ話合は仕候、小治へ別段
不申知候得共内にて手廻共咄合承知可申候也
手廻共並に身近き親族共へ是又爲申知置候哉

前々申上げ候通、手廻共へは爲申知候外、身近き者共へも咄不仕候譯は御内意次第の事故何共
咄合等不仕候

德内、野邊地住居の節、其方妹致縁組置候、德内御國元立去候後、跡を慕妹罷登候由何時の頃に
候哉

前に奉申上候通に御座候、其後妹罷登候義、四年以前七月末ミ存居候、八戸へ御神事見物に參
り候由、内を出直に罷登申候間、右の段は其節御假屋より御尋に付奉申上候、德内先夫の娘「さ
ん」ミ申て御座候處、去子の年德内様より爲登候様、迎の者遣候間爲登申候、此の義は御訴不申
上候

前文の通御尋に付乍恐御答奉申上候 以上

十二月二十七日

野邊地町

清

吉

一條 茂兵衛様

久慈直右衛門様

於野邊地、軍左衛門様へ御咄申上候は諸事御伺の上得御指圖申度所存に御座候間、御本家役人
様へ御添狀被下度旨御話申上候、御奉公にても仕居、蕪油計に不限、諸事存附申上度旨御話仕候、
私自分手越に仕所存に御座候得ば、御内御咄も不仕存附相認候書附等も御内見に入可申様無御座
候、去十二月十四日御當所へ罷越候に付御同役彌次右衛門様迄御添狀申請罷出候砌、御代官御下
役様御揃の上被仰下候には此度七戸懸り合相濟候ても、直に罷登候哉ミ御尋被遊候間、私より申
上候には七戸懸り合、相濟申候得ば早速は罷不申候、兼て御内に申上候義、御伺申上候て、御差
支無之御指圖も御座候はズ、罷登可申旨申上候、夫共七戸懸り合相濟不申候得ば、江戸、大阪並
に中國邊の金主共江言譯に罷登申度趣申上候間、定て其趣御代官様より被仰遣候御義に可被爲有
奉存罷在候、此度私御當所へ罷越前方軍左衛門様へ、御内々御話仕候には、私祖父又之丞ミ申者
上方より罷下り水主渡世仕候由、親清四郎代より可成渡世仕候難様に罷成、其上近年に至私御用銅
支配人被仰付相勤、帶刀名字御免被成下置、御國恩冥加至極重々有仕合に奉レ存候、依之乍恐、此場

合年不及御國益にも相成候義仕度、内存の趣再應御話仕候且凶年後野邊地御百姓至て難義に相見得申候間、責ては少々の救にも相成可申奉存去戌年より御假屋御用物並に炭薪、私方より支送仕置候て、冬御年貢御取立の節まで諸收金等不仕様、御百姓へ繰合罷在候、別て去年中私儀も不手廻に御座候得共、七月まで不相替支送仕送仕候、野邊地御港に助船無之春秋荒風波の砌、沖へ通船無之御雇船諸廻船難義仕候、此等の義畢竟御港不賑敷敷奉存候私自分物入を以て右助船兩艘合船仕、平生金澤町漁士共へ預置渡世爲致申候外御所違鬪漁等も無之漁士共自力にては、合船も相成兼候間救にも相成可申合船仕預け置申候得共、右船損料等取不申候其頃野邊地御勤被遊候御代官様、御存可被遊奉存候、且先年遊行上人様御宿被仰付右繕入り方、最上徳内様松前へ御往來、御賄入料、石川將監様御往來御賄入料御上様御差支も不爲被有御義にも御座候は、爲冥加私自分物入を以相勤申度趣、再應奉願上候處、難被仰付趣被仰付、其上兩度御手當等被成下置重々難有仕合奉存候依之此時節何卒御國益にも相成候義奉申上度於野邊地存附相認御代官様へ御内見入申候、右の心底に御座候間、全以手越に奉申上御支配等相望申所存毛頭無御座候、舊冬私持參の荷物御改被遊候通江戸行届け金被頼申候得共、前書奉申上候通、罷登申義は不定に御座候間御當所迄の添狀にて、矢羽羽源六様へ相届け申等にて持參仕候、右の次第故御當所迄の心懸けに仕、路用金等持參不仕候、尤羅勢板二拾卷と小切一つ持參仕、右を相拂御當所居合遣金に仕

度心懸に罷越申候、御内御伺宜敷筋にて罷登候様被仰付候共、急々の事にも有之間敷や私限奉存最始より江戸行遣金等は支度不仕候、右の次第に御座候間宜敷御聞濟被成下置度奉存候

右の通り舊冬申上殘、此度相認於長町一條茂兵衛様、久慈直右衛門様へ差上候 以上

卯二月四日

二月四日御尋ね御箇條

御答申上候控

其方宿より御取上被成候書狀、江戸神田七右衛門と申名前にて有之候最上徳内替名に有之や、但右書面の内に面倒の筋より仰越この文言有之候、如何様の儀申遣候哉

伊勢屋七右衛門と申すは、徳内様へ御出入仕居町人の由、御狀被遣候節は多く右名前にて被遣候、且面倒の義申遣候様申來候趣、右は先達て右七右衛門口入を以て、金子繰合費右金渡世方取引に付、松前並に諸方へ取組置候處、相出不申候に付、右の義取合相頼申遣候、松前大黒屋茂右衛門と申者へ、二百五十兩外私小取引に仕罷在候茂右衛門方取替金並に右金子相出不申に付、申遣候外申遣不申候、尤商賣体の義申遣候

先達て御尋ね被成候心願の筋其方思立候て、徳内へ頼遣候義と相見得候、外に相談人等も之れあり候哉

御尋の趣、先達て御尋御答にも奉申上候通、心願の義は一圓不申遣候、先達て申上候通、相違無御座候、相談人等一圓無御座候段々御狀の趣一通には相見得不申に付、お登の筋御會に相成候奉存候間申上候この文面故、數ヶ條申遣候事に相見へ候事

前々奉申上候通、心願の義は一圓不申遣候、商賣体取組並に金主等の義猶又頼遣申候、尤前に奉申上候、預り金不返済に付罷登候は、申譯仕度趣、徳内様へ申上候外内用も申遣候様奉存候得共、確に存居不申候可相成候事にも御座候は、右徳内様へ遣候書狀御取上御吟味被成下置候得ば相分可申奉存候

四郎右衛門登候節は、雜用の懸り相當不仕故、別紙案文差上申候この文言有之候右四郎右衛門に申者何方のものに候哉、別紙案文差上候との義、如何様の義を申來候哉

四郎右衛門に申者、私内の召仕に御座候、去子の年徳内様より娘さんを迎被遣候間、幸用事も御座候間四郎右衛門差遣申候、尤四郎右衛門儀は、柳原久治郎方へ遣候、若此度私罷登候は、右四郎衛門より諸遣は遣可申候間可相成は罷登候様、勘辨仕見可申段申來候、別紙案文に申は右書狀の内に申來候、御判物等にも相成候は斯様成るもの申義に可有之奉存候、且又於野邊地差上候徳内様の御狀の内小書の所は狀の末より切取差上申條、御引合被成下置候得ば、相分可

申候也、右の外案文に申は何も參不申候、尤雜用相當不仕に申來候は、四郎右衛門諸遣に私諸遣は違可申、右の所相當不仕、御判物等にも相成候ては、中々少分の入料にては相濟不申事故、案文に申來候様奉存候

寛政三年鹽釜目論見書附徳内へ差遣候旨相見候事

右鹽釜中考の義は、最上徳内様より御狀にて來候には、田名部町勘右衛門毎度話し合も有之候松前にて鹽釜相始申度由申居候、仍て此度書狀遣候間、相届候右中考書相達候は、遣候様、徳内様より申來、早速相届け申候處、無間も徳内様御下り右中考書御届申上候處、松前より御様子可仰遣可被仰候、其後御様子も無之、其多御歸の節松前取立候ても、塩釜は商賣に相成間敷候間、其趣申遣候様被仰候、仍て右中考書失念仕置去秋見出し、隨便候節相返可申、宿本に始末差置候右の通義故私中考仕候義には無御座候

右の通り御尋に付き書き上げ仕り候

奥書一條茂兵衛様

久慈直右衛門様奥書御座候

卯二月四日 長町にて御尋如此

既刊 第一編 實津輕見聞記
同 第二編 愚耳舊聽記
同 第三編 東北遊日記
附 東北風談

昭和八年三月十五日印刷
昭和八年三月廿五日發行

〔非賣品〕

編輯兼
發行人

青森市浦町字橋本二八三番地
佐藤勝雄

印刷所


青森市米町五八・五九
株式會社 啓明社


印刷人

駒谷光雄

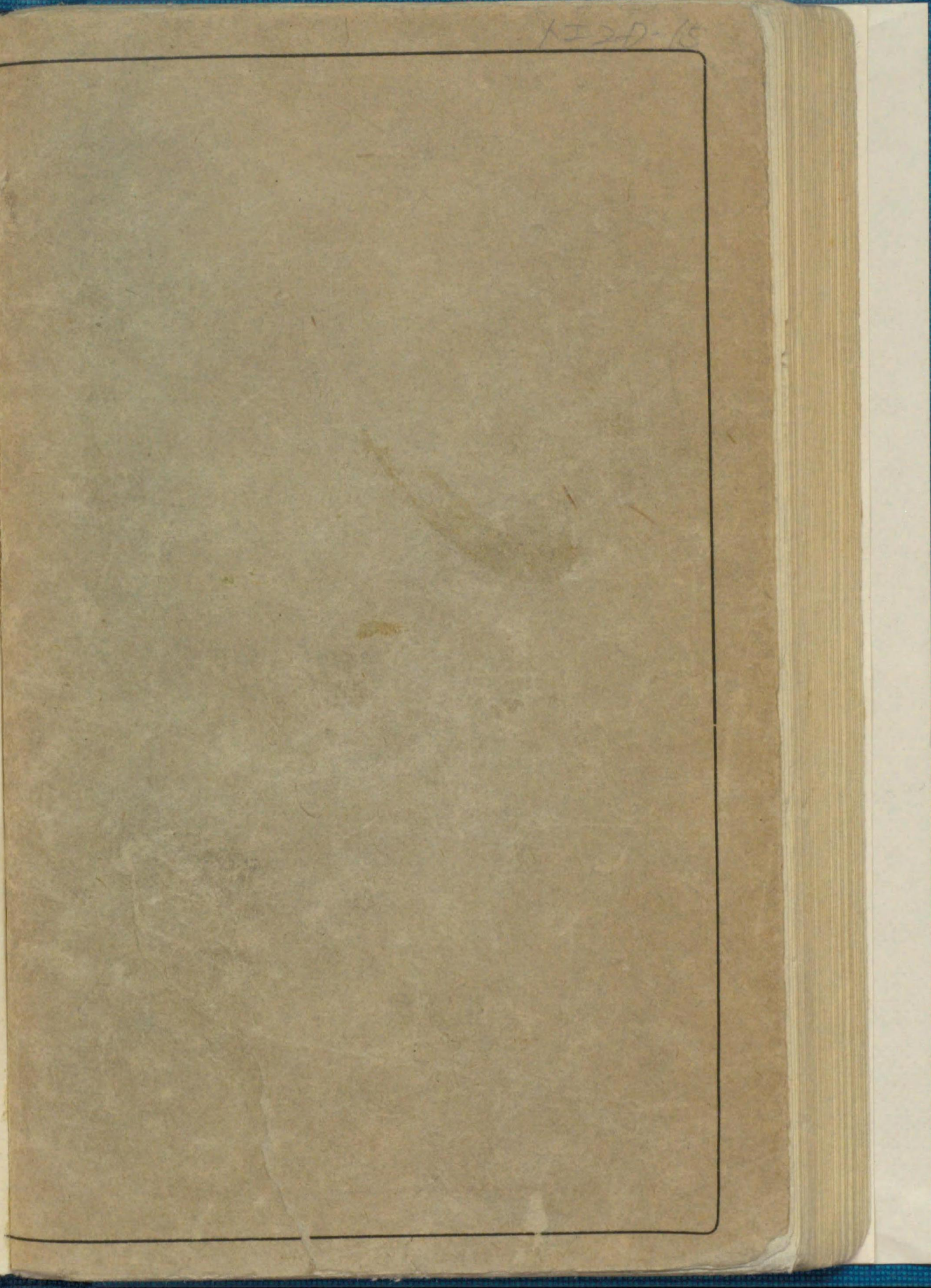
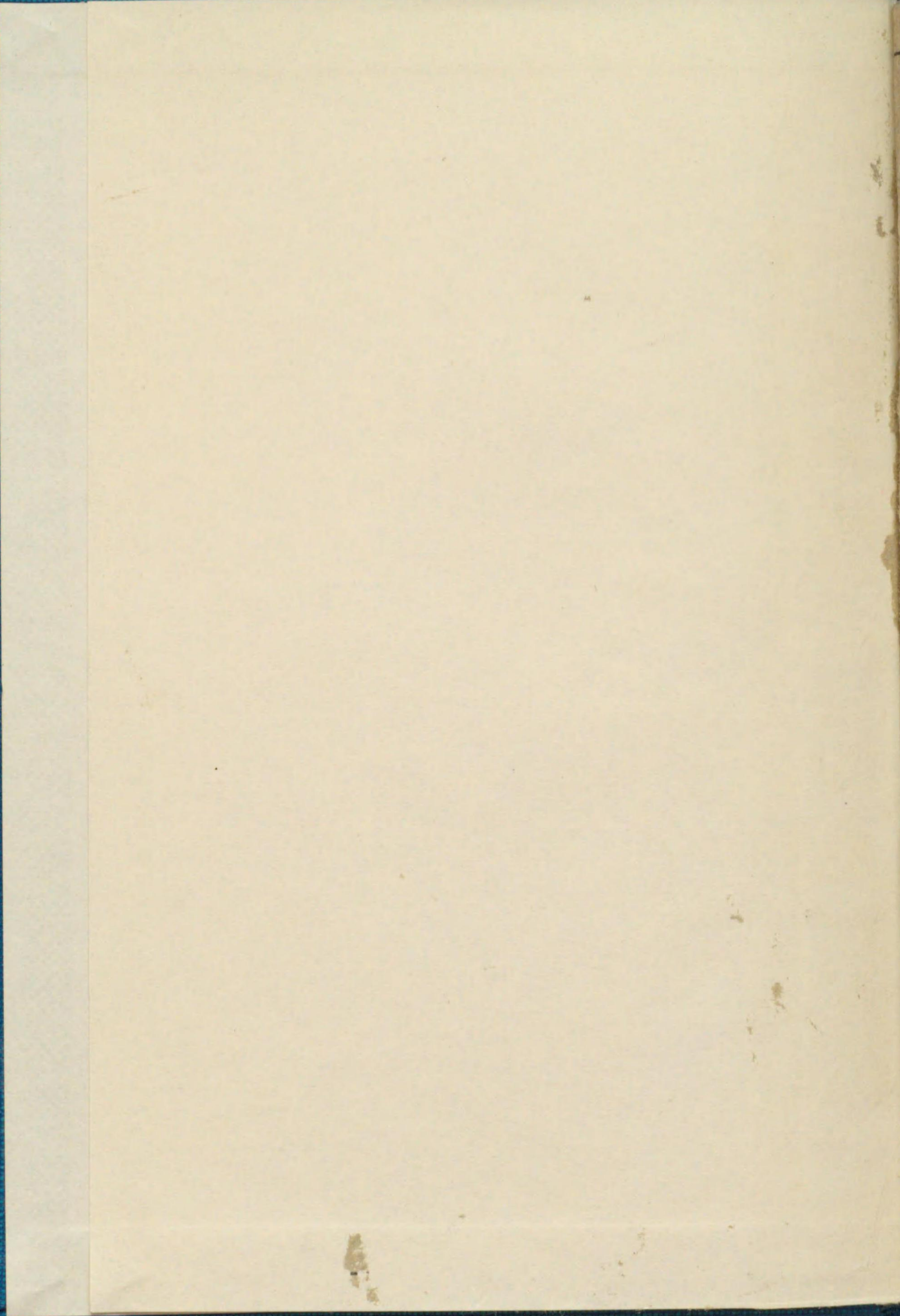
發行所


青森縣立圖書館
青森縣圖書館協會

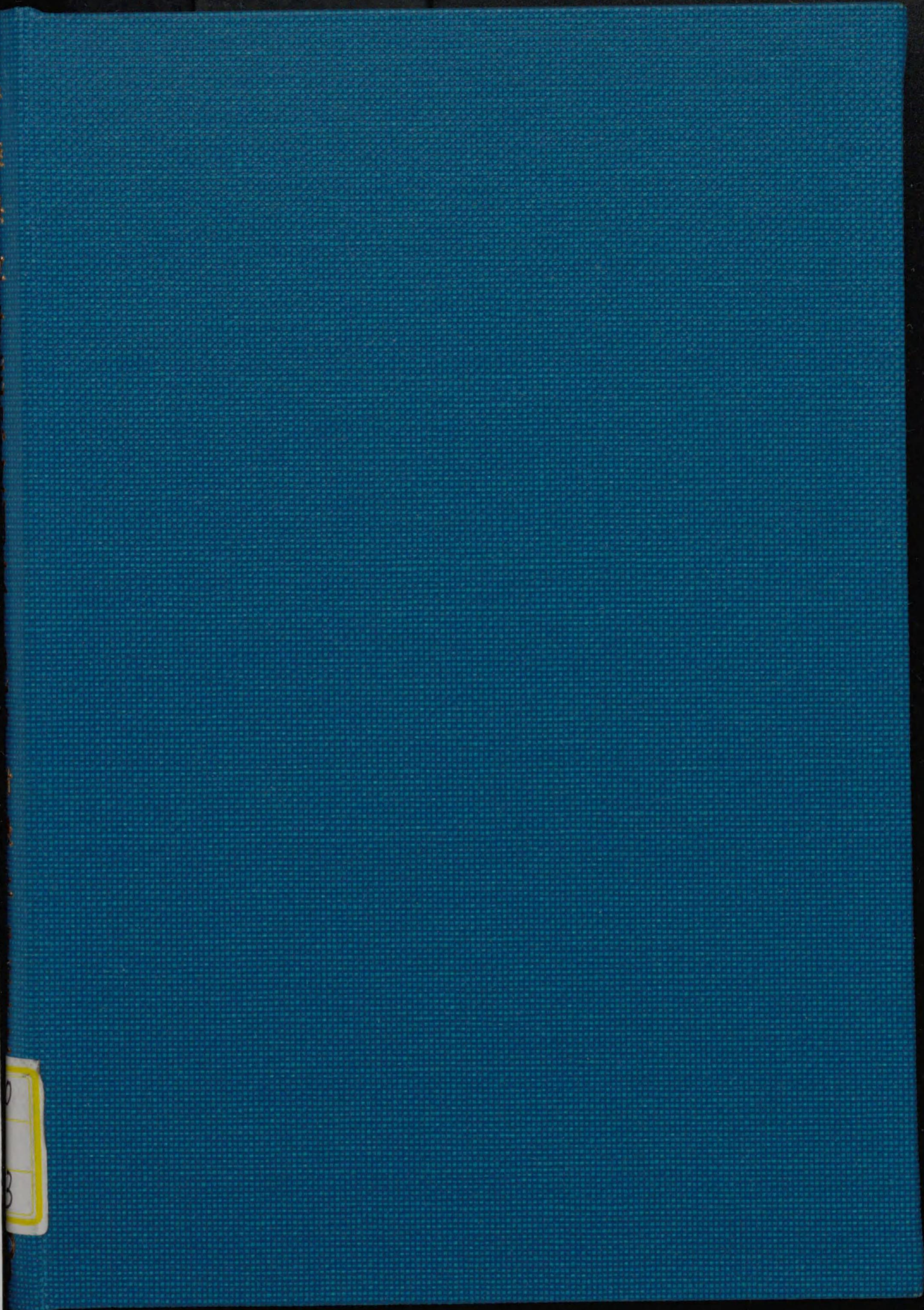
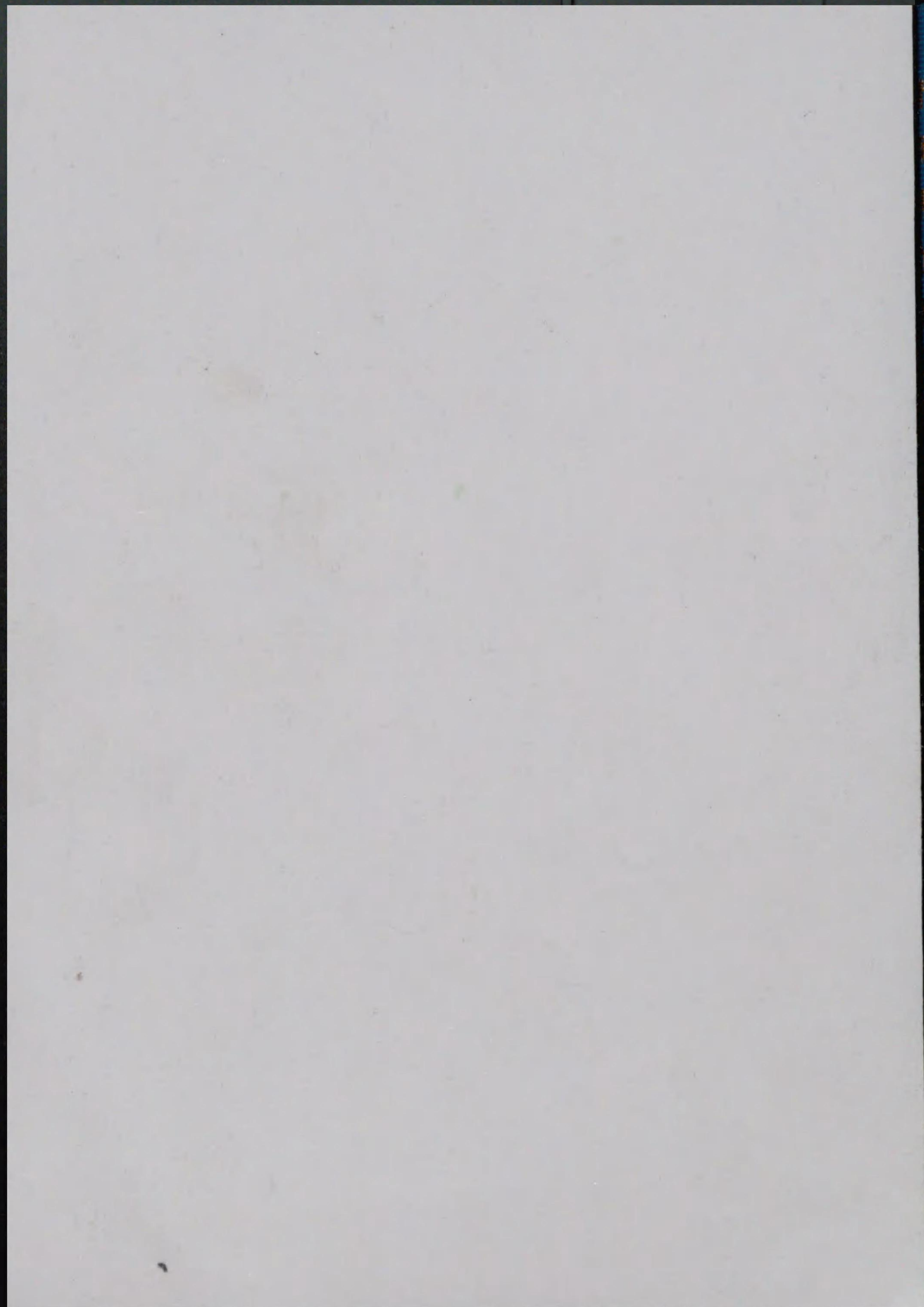




1727-18





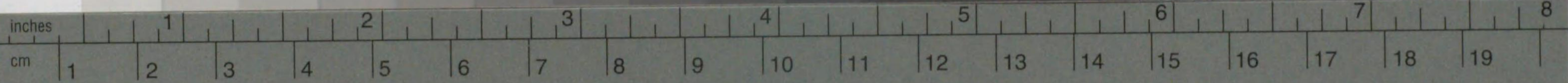


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

